

タイトル	歴史と統計から観る北海道馬産史1868～1975
著者	松浦，努；Matsuura, Tsutomu
引用	北海学園大学大学院経済学研究 研究年報(22)：39-76
発行日	2022-03-31

〈研究ノート〉

歴史と統計から観る北海道馬産史 1868～1975

松 浦 努

目 次

はじめに

1 北海道馬産前史

- (1) 18 世紀後半期～幕末期までの北海道馬産の概況
- (2) 当該期の官設牧場
- (3) 当該期の馬市

2 明治期の北海道馬産史

- (1) 開拓使時代
 - ① 明治初期の官設牧場
 - ② 牛馬の飼養管理体制
 - ③ 馬匹改良政策
- (2) 北海道庁時代
 - ① 牧畜業の政策転換
 - ② 真駒内種畜場と七重種畜場
 - ③ 馬匹改良政策
 - ④ 家畜保健衛生政策
 - ⑤ 家畜市場

3 大正期の北海道馬産史

- (1) 大正期北海道馬産の概況
- (2) 家畜市場
- (3) 獣医と蹄鉄工の確保

4 昭和期の北海道馬産史

- (1) 戦 前 期
 - ① 牧野確保政策
 - ② 畜産組合
 - ③ 軍馬生産第一主義の馬匹政策
 - ④ 畜産試験機関の変遷
- (2) 戦 後 期
 - ① 戦後馬政の転換
 - ② 馬政機関の変遷
 - ③ 戦後馬政転換後の北海道馬産
 - ④ 戦後における農機具の普及過程

おわりに

参考文献

はじめに

本稿の目的は、北海道における馬産の歴史を明治期から昭和 40 年代までの期間に焦点を当てて、その歴史の変遷を跡付けることである。本作業を進めるに当たっては、『北海道史』と『北海道統計書』という二種類の歴史資料を中心的資料として使用する。

北海道馬産の歴史については、これまでも書かれてきている。次の二編がある。

榎 勇 「第五章 畜産の生成 第二節 放牧馬産の展開」北海道立総合経済研究所編『北海道農業発達史』上巻、北海道立総合経済研究所、1963 年所収——以下「発達史（上）」と略記。

「第五章 商業的畜産の展開 第二節 馬産の衰退」同上研究所編『北海道農業発達史』下巻、1963 年所収——以下「発達史（下）」と略記。

岩崎 徹 「第 7 部 馬産」北海道農業ベクトル研究会編『新北海道農業発達史』北海道地域農業研究所、2013 年所収——以下「新発達史」と略記。

榎氏の上記二編の論考のうち「発達史（上）」においては、幕藩時代から開拓使、北海道庁時代、大正期頃までを対象とした北海道馬産史について論究されている。この時代を通した本道馬産の基本的特色を放牧馬産として位置付けた上で、節の終わりでは約 7 頁にわたって馬匹市場の実態に関する興味深い論述もなされている。

同氏による「発達史（下）」に収められた二編目の論考においては、昭和戦前期から戦後期へかけて大きな変化を遂げた北海道馬産の推移が論究されている。

岩崎氏の馬産史が対象としているのは、戦前期から戦後期、さらには戦後の高度経済成長期にかけての北海道馬産史の性格についてである。特に戦後復興した競馬についての章も、その中に含まれている。

以上簡単に上記二氏の北海道馬産に関する論考の内容に触れたが、いずれの論考もその論拠として使用してい

る文献は、専門研究者が執筆した論考や国、北海道が発行した各種畜産関係書がその中心を成している。

こうした北海道馬産史に関する研究史の特質を踏まえた上で、明治期から昭和戦後期(昭和40年代)までの北海道馬産史を概観し、その上で本稿を土台として馬に関する様々な観点からの発展的研究展望を示したいというのが、目的の一つである。

本稿のもう一つの目的は、馬産による産馬の普及・流通に深く関わったとされる馬喰^{ばくろう}の活動実態を究明する上で、北海道における馬産史の概要把握が必要ではないか、という筆者の問題意識に起因するものである。

更に本稿の第一の目的とも関連することであるが、本稿は明治期から昭和40年代までの北海道馬産史を概観することを通して、北海道農業発達史上に果たした馬産の意義を再確認し、そのプラス面が現代農業が抱える問題解決に資するところがあるのではないか、という現代的意義についての問題意識を伏在させていることを付言しておきたい。

本稿において観察する北海道馬産の期間の終わりを昭和40年代末期にしたのは、この時期には農機具が北海道内にもかなり普及し、馬産そのものが既にそのピークを過ぎ去って10数十年以上を経過した頃と判断したからである。

また、本稿で対象とする馬産の馬は、馬力の使用法の観点から区別される輓曳用馬(馬車や櫓を曳く馬)、駄載馬(荷物を積載運搬する馬)、騎乗用馬(人間を乗せ運ぶ馬)、またその用途の面から区別される農耕馬や軍馬を想定している。従って、いわゆる競走馬(サラブレッドやばんえい競馬の馬)は、その観察対象から除外している。

1 北海道馬産前史

本稿における北海道馬産史の考察年代は、「はじめに」の個所で記したように、明治期から昭和40年代までであるが、明治期以前の本道における馬産の状況についても簡単に観ておきたい。幕府直轄時代の馬産であることから、当然本道馬産に関する信頼に足るような統計もないのであるが、だからといって、幕末期の本道において馬産が全く行われていなかった訳ではない。こうした実情から、この時期の北海道馬産史について確認しておくことは、明治期の本道馬産史との継承関係を知る上でも無駄ではないだろう。

(1) 18世紀後半期～幕末期までの北海道馬産の概況

明治期以前の牧畜は、馬産を除けばほとんど言及するに値しない程度のものであった。馬は、安政年間

(1854～1859)に既に全道に分布しており、その数は約1万頭に達していた。和人地の村々の過半は馬持村であり、人民が随意に飼育していたが、蝦夷地の各場所では官有の備馬が飼育されていた。

しかし、そのいずれもその飼育管理はきわめて粗放的であつたらしく、周年放牧をし、必要に応じて使役するという状況であつた。そのため次第に馬格が小柄となり、弱体化したので、幕府は種々の馬匹改良策を講じた。

また、蝦夷地統治の進展につれて馬に対する需要が増大し、その繁殖が図られたのであつた。こうした馬匹改良・繁殖政策は、明治時代に引き継がれていったのである(以上、『新北海道史』第三巻通説二、1971年、495～496頁——以下、本書を「前掲書A」と略記)。

『北海道史 附録 管轄略譜・年表・統計表』(1975年1月復刻発行——以下、本書を「前掲書B」と略記)によれば、本道における馬の起源は明らかになっていないとのことである。逢坂氏日記によると、寛延3(1750)年⁽¹⁾の亀田郷には893頭の馬がおり、天保12(1841)年の箱館地方には2,109頭の馬がいたと記されている。また、村恒公務日記に拠れば、安政4(1857)年の箱館地方には5,740頭の馬がおり、福山(現松前地方)、江差地方分の詳細は明らかではないが、少なくともこれら二地域には2～3千頭を下らない馬がいたとされ、これらを合計すると本道の馬匹頭数は、安政年間において既に1万頭以上いたと記されている(前掲書B、114頁参照)。

また別の北海道史(『新撰 北海道史』第二巻通説一、1937年——以下、本書を「前掲書C」と略記)には、当時の本道馬産に関する記述として以下のようにある。

道路が悪く、海上の交通機関が未だ完備していなかった当時において、馬は交通上、拓殖上きわめて重要な役畜であつた。従って本道においては、古来より馬を飼育し、また前期幕領時代においても馬の繁殖普及に努めたため、文政5(1822)年2月の有珠岳の大噴火により、及び弘化2(1845)年2月の大雪等により、有珠・虻田牧場(文化2年開設、当時の官設牧場)の馬の多くを失い、また飼育法も原始的なものであつたにも拘わらず、次第に増加し安政年間には既に1万余頭に達していた(前掲書C、768頁参照)。

(2) 当該期の官設牧場

上記の記述中に登場する有珠・虻田牧場において飼養

⁽¹⁾ 時代表記法については、各節に初出する時代のみ西暦・和暦併記とし、それ以後は和暦表記を原則とする。本稿はその一部に聞き取り調査に基づく内容も含み、また日本人は年号を通して時代認識をしている方が多いと思われるので、上記のような時代表記をすることとする。但し、明治維新以前の時代表記についてのみ、和暦・西暦併記とした。

されていた馬に関する文化2（1805）年～元治元（1864）年までの統計（一部欠けている年度有り）が、『北海道廳第11回統計書』（明治33年）に初めて登場している。

そこには、「明治以前有珠・虻田両郡官馬」として、上記年代の頭数データが示されている。安政元（1854）年の飼養頭数の合計のみを参考までに示すと、742頭（牡308・牝434）となっている（前掲第11回統計書、178頁）。このことから、安政年間に1万余頭の馬が本道にいたとすれば、官設牧場で飼養していた馬は、馬匹総数に対してほんの微々たる存在でしかなかったことになる。

それでも、上記の有珠・虻田牧場は明治に入っても存続し（明治3年廃場）、当時まだ民有牧場がほとんどなかった時代において、これら両牧場は北海道馬産史上における礎になったと言って良いだろう。更に、安政4（1857）年には浦河場所字元浦河に官設牧場が開設され、静内より幌泉（現えりも町）に至る各場所備馬の内から各々数頭を差し出させ、これに等澗院より献納された馬を合わせて50余頭をもって牧畜を開始した（前掲書C、771頁参照）。

上記の等澗院とは、蝦夷三官寺の一つであり、北海道様似町にある天台宗の官寺である。同じく北海道厚岸町にある臨済宗の国泰寺、同伊達市にある浄土宗の善光寺の二官寺を合わせて「蝦夷三官寺」と総称している。三寺は共に文化元（1804）年、江戸幕府により東蝦夷地の役人や漁民の生活・定着及びアイヌ民族の人心安定を目的に指定された幕府直轄の寺院である（日本史広辞典編集委員会編『日本史広辞典』山川出版社、1997年、252頁参照——以下、「広辞典」と略記）。

この等澗院の第8代住職慈真は病馬や怪我をした馬を加療飼育して増やし、その馬で受持区域の勇払から幌泉まで巡回したので「馬追い上人」と呼ばれていたという（北海道新聞社編『北海道大百科事典下巻』1981年、173頁参照——以下、「北海道大百科（下）」と略記）。

当時の馬は、和人の居住地において人民が随意にこれを飼育していたが、蝦夷地にあるものは皆各場所の備馬で、それらはことごとく官有馬に属し、官（幕府）より場所請負人に委託されたものであった。こうして各場所の備馬は次第に増え続けたが、場所請負人の多くは馬匹の増加を嫌い、あるいはこれを虐待し、かつ四季を通じて放牧しっぱなしで飼育・管理を怠ったため、馬体は漸次退化して痩せ細った。また冬期の大雪の際には食物を得ることができずに野垂れ死にする馬が多く、更に熊や狼等の被害に遭ったりする馬も少なくなかった。

こうした悪条件下での馬匹飼養であったため、当時の箱館奉行所もまた場所請負人に命じて馬を愛護するように、ことに安政4（1857）年調役・安間純之進が巡回の際には、とりわけ厳しくこれを説諭し各場所支配人より承諾書を提出させ、徹底的な実行を図った（以上、前掲書

C、768～769頁参照）。

当時の蝦夷地における馬の普及過程についてもう少し述べるなら、以下の通りとなる。

西蝦夷地⁽²⁾の雄冬岬以南の各場所には従来馬がいなかったが、安政3、4年道路を造り、馬を使用することが出来るようになったので、安政3年先ず寿都他2個所に、更に安政4年には余市・小樽・石狩方面に有珠・虻田両牧場の馬を送って場所請負人に託し、飼育使用できるようにした。その他北蝦夷地には、安政元年、堀、村恒両氏が巡検した際、松前藩より馬5頭を送り、択捉島には同5年、根室から4頭を回送した。これらによって、全道至る所にはほぼ馬が配置される事となり、交通上非常に便利となった（前掲書C、771～772頁参照）。

(3) 当該期の馬市

最後に、前掲書Cによれば、当時の馬市は、以下のような状況であったらしい。

有珠・虻田両牧場の馬は、前期幕領時代には、年々牧場において箱館・福山・江差地方の需要者に払下げた。文政元（1818）年の陸奥紀行に拠れば、当時福山博知石海岸に馬市が設けられて、両牧場の馬を津軽、南部の馬喰にセリ売をしていた。続く後期松前藩時代には、福山に馬を送り、松前藩の厩舎に入れるものの他は、ことごとくこれを払い下げたという。当時代に至り、安政3（1856）年2月、竹内・堀両奉行連署の上箱館近辺へも牧場を開設し、また箱館市中へ馬市を立て、牧場産の馬をセリ売すれば多くの利益を得ることを建議し、裁可を得て翌安政4年、亀田（現函館市と七飯町との境界辺り）に馬市を開いた。

馬市は閏5月22日に開き、初日は民有馬のみセリ売し、2日目は官有馬47頭を払下げ、その後は日々民有馬、官有馬を取り替えてセリに出したが、28日までに売買したものの価額は概ね3、4歳馬の牡1頭金一両より二兩三分、牝は一兩二分より三兩までで、最高は九兩であった。概して官設牧場の馬は民有馬よりも良好で、福山・江差より来場した馬喰が多くこれらの馬を買取ったという。以後この馬市は毎年1回開かれ、大いにその利便性を与えた（以上、前掲書C、773～776頁参照）。

⁽²⁾ 当時、和人地以北の蝦夷地は、西北部を「西蝦夷地」または「上蝦夷地」、東南部を「東蝦夷地」または「下蝦夷地」と称した（『上磯町史上巻』1997年、488頁）。

2 明治期の北海道馬産史

(1) 開拓使時代（明治2年～明治15年2月8日）

① 明治初期の官設牧場

幕府直轄時代に設置された牧場で明治初年に存在していたのは、有珠・虻田及び浦河の2箇所であったが、浦河牧場は明治元(1868)年2月に廃止され、牧馬約500頭は様似・浦河・三石等の人民に委託された。更に同2年9月、虻田・有珠・浦河各郡を支配していた藩及び士族所有の牧場は、当分の間開拓使が管轄することになった。この時、有珠・虻田牧場には、牧馬600頭、牧士10名、馬医1名、馬追士4名がいたという。しかし、同3年中に開拓使は、馬種改良のため一時これらの牧場を廃し、在来の馬は各地の人民に売り下げ、あるいは駅通備馬とした。または開拓使は、開墾篤志者に対して、それら諸牧場の馬を下付した。

こうして明治初期には、幕藩時代の諸施設が白紙に近い状態となり、新たな牧畜政策の登場が待たれるという状況であった（以上、前掲書A、496頁参照）。

上記文中に登場する駅通備馬について補足解説をおきたい。この駅通備馬とは、駅通所^{えきていしよ}と呼ばれる施設に配備され、飼育されていた馬のことである。駅通所とは、明治時代から北海道で独自に発展したもので、交通が不便な地で宿泊や輸送などを担った施設のことである。

駅通所の「駅」は馬小屋、「通」はリレーするという意味で、駅通所の主な仕事は、馬を使って人や物資を次の駅通所へリレー方式で送り届けることであった。

江戸時代に北海道で「運上屋^{うんじやうや}」などと呼ばれていた宿駅は、明治5年に「駅通」と名称を変更し、北海道独自の駅通制度が整備されていった。

明治初期の開拓使時代には、渡島半島南部や各地の沿岸部などに156箇所の駅通所が設置された（開拓使の廃止までに44箇所が廃止）。昭和48(1973)年に設置された、国指定史跡の島松駅通所（現北広島市）もその一つである。

明治19年に北海道庁が設置されて主要原野の区画割が進められると、北海道移住が本格化した。道内の人口は明治20年に32万人だったのが、明治33年には100万人を突破する。入植者に必要な駅通所を設置するため、土地・建物・馬は官設（国が設立し、維持すること）とした。

その後地域の入植が一段落すると、駅通所は廃止された。内陸部に新たな入植地が設定されると駅通所が新設され、開拓の最前線、入植者の拠点となった。

こうして、大正8(1919)年に移住者が9万人に上ると、駅通所は同10年には270箇所を数えて最盛期を迎えた。

このように駅通所は、大正時代に最多の270箇所を数え、戦後まもなく全廃されるまで延べ685箇所に設置された。現存する駅通所で最古の島松駅通所など、現在も建物が残る19箇所の駅通所は、北海道開拓の光と影とを伝えている（以上、「北海道新聞」2021年12月23日付朝刊、第20面参照）。

明治5年、開拓使はまず、ケプロン（Horace Capron：1804～85、アメリカ人の北海道開拓顧問）の勧告によって設置された東京第三官園内に牧場を開設し、良種の牛・馬・羊・豚を飼育した。ここを中継地として、開拓使が輸入家畜を北海道へ移送するためであった。

更に七重官園では、ガルトネル農場以来の家畜と設備とを引き継ぎ、明治6年以降は牧場を整備し、東京官園よりアメリカ産の牛・馬・羊・豚及び農業現術生徒若干名を移した。

上に記したガルトネル農場の農場主であったガルトネル Gaertner とは、次のような人物である。プロシア（現ドイツ）の商人 R. ガルトネルは、文久3(1863)年箱館に来て貿易を営んでいた。彼の弟 C. ガルトネルもプロシア国箱館駐在副領事として慶応元(1865)年箱館に着任した。箱館奉行は、慶応3年 C. ガルトネル副領事に対して、箱館近郊で西洋農業の試作を依頼したところ、副領事は兄の R. ガルトネルを紹介した。R. ガルトネルは殖産意見書を奉行所に提出し、西洋農業を推進すれば必ず成功することを進言して必要な土地の貸与を願い出た。彼は、奉行所の暗黙の了解のもとに、亀田村に四、五反歩の民有地を借りて試作に入った（以上、『七飯町史』1976年、68頁参照）。

札幌本庁では、まず明治5年馬種改良を目的として日高国新冠・静内二郡にまたがって新冠^{にいかつぶ}牧場を設置し、同6年胆振国幌別郡に登別牧場を設置して共に馬を飼育した。また同7年には、札幌官園内に仮牧場を設置し、七重及び東京から牛馬等^{いざり}を移し飼養した。次いで同9年には、札幌郡手稲村に馬牧場を、千歳郡漁村（現恵庭市）に牛馬牧場を開設し、札幌官園の家畜を移した。

これら諸牧場の中で最もその経営に努めたのは、新冠牧馬場と真駒内牧牛場とであった。新冠牧場は明治10年に改革の手が加えられ、雑種の改良・繁殖が図られ、真駒内牧場もまた飼料作物の耕作や家畜房の建築等が行われ次第に整備されていった。こうして、明治10年登別牧場は馬を漁牧場に移して廃場となり、同11年漁牧場も牛を真駒内に、馬を新冠に移して一旦経営を中止したが、同13年再び増加した真駒内牧場の牛を移し、同14年真駒内牧場の付属となった。

これらの官営牧畜施設の維持や改良、更に新しい施設の創設等に最も大きな指導力を発揮したのは、開拓使雇用外国人のエドウィン・ダン（Edwin Dun：1848～1931、アメリカ人の教師、外交官）であった。ダンは明治6年

7月、アメリカから来日し、まず東京官園において家畜の飼養法、農具の使用法その他、欧米の農業技術を実践的に紹介した。明治9年札幌官園に移り、真駒内牧牛場をはじめとする諸牧場の開設、経営に従事した。同10年には、新冠牧場の拡張整備計画を立て、以後これを北海道馬産の根拠地と言われるまでに発展させた。ダンはその他、開拓使の廃止（明治15年）に至るまでの約10年間、牧畜を中心とする欧米農法の本道への移植、育成全般にわたって指導を続け、雇用外国人の中でも異色の存在となった（以上、前掲書A、496～497頁参照）。

一方根室では、明治8年牧草試作の結果好成績を収めたので、厚岸その他に放牧の牛馬を集めその改良を図り、西洋農具や牧畜器械を若干購入し、荒野を開拓して根室牧場とした。翌9年～10年には、七重、東京の各官園より和洋種の牛馬等に移し、施設の整備を行っている（前掲書A、497頁参照）。

上記牧場の中で七重官園にあっては、明治6年以降牧場の設備が整い、牛・馬・羊・豚を飼育し、牧草を播種し穀菜を作り、明治11年には第一家畜房を、同14年には第二家畜房を建設し、またこれとは別に同8年には、付属地亀田郡桔梗村（現函館市桔梗）に牧羊場を設置した。このようにして、七重牧場の目的は、当該地方における家畜の改良と飼養した種畜を、札幌、根室等に移送、分配することにあった（『新撰 北海道史』第三卷通説二、1937年、454頁参照——以下、本書を「前掲書D」と略記）。

以上は、専ら官設牧場であるが、一方民間にあっては、明治8年には有珠郡紋もんべつ龍村（現伊達市）に牧牛場が開設され、また同10年同地に別の牧場が開設されている。いずれもこれらの民有牧場を官設牧場の規模と比較すれば、規模は小さいものの、牧畜発達期の過程にあっては意義あるものであった（前掲書D、455頁参照）。

② 牛馬の飼養管理体制

一方、牛馬飼育管理方法が粗放的であったため、その体格の小柄化にとどまらず、山野での放牧のため熊や狼による被害が後を絶たず、また大雪による野垂れ死にが2,000余頭に達した年もあったほどである。また牧柵等が不完全なため、開墾地に牛馬が侵入して農作物を荒らすということも頻繁に起こった。

こうした状況に対し、開拓使は種々の施策を講じ、牛馬の管理・取締りのための布達を出し、関連規則等を公布した。

明治8（1875）年、札幌本庁及び函館本庁はそれぞれ「牛馬取締規則」を公布し、牛馬頭数、牝牡調書を毎年提出すること、馬草（まぐさ 秣）場や牧場について便宜を与えること、牛馬が耕地や宅地へ侵入して損害を与えた時には牛

馬の持ち主に弁償させること等を定めた（以上、前掲書A、498～499頁参照）。

牛馬関連規則については、三管内（札幌・函館・浦河）それぞれに差異があった。いずれにせよ当時の牛馬飼育は粗放的な放牧によるものであり、それが本道開拓の進展につれて様々な障害を生起させ、その取締りや改善の必要性があったのである（前掲書A、500頁）。

次に、牛馬並びにその他家畜の改良繁殖の一端を示すと、幕末まで民間において馬を飼育していたのは、渡島地方付近のみにとどまり、その他は全て官有として官設牧場並びに各場所駆通において飼育し、文久元（1861年）年に至りようやくこれを場所請負人並びに出稼人一般に飼育させるような実情にあった。既に、開拓使はその飼育模範を示すと共に、大いに民間への模範的飼育法の普及を図ってきていた。そのために明治14年の統計においては、全道の馬匹頭数30,712頭中、官有が1,514頭、民有が29,198頭を示しており、またこれを地方別に見るなら、函館支庁管内が五割一分、札幌本庁管内が四割一分、根室支庁管内が八分という割合となっている（前掲書D、455頁参照）。

③ 馬匹改良政策

北海道在来のいわゆる土産馬は、江戸期に蝦夷地へ導入された南部馬で、洋種馬より小型であるが、頑健で駄載馬として使用されてきた。この馬が放置され野生馬と化し、その子孫が土産馬となった。この馬は、土産子ドサンコとも言う。しかし土産馬は、次第に需要が増加しつつあった輓用・乗用馬としては不適當であった。そのため、欧米農法の導入、移植を企図していた開拓使にとって、馬の改良は不可欠の事業であった。明治4（1871）年、開拓使は種牡馬「流星栗毛」を七重官園に移入したが、これはアメリカ産による本道洋種馬の最初のものであった。次いで同5年、開拓使はアメリカより種牡・牝馬各2頭を、福島県三春より種牝馬15頭を購入し、東京官園内の牧場で飼育した。種牡馬の1頭は「ブラックプリンス」、他は「ドンジャン」と言い、いずれも名馬とされた。同年前者を七重官園に移し、北海道産牝馬30余頭を選抜して交配させたがその結果が不良であったため、改めて南部産牝馬を購入して交配させたところ好成績を収めた。この後もアメリカより輸入した種馬は多く、東京官園を経て七重・札幌・新冠・根室等に移して種付けを行い、次第に優良な雑種馬を生産するに至った。この他明治10年以降、各地の雑種馬の出入りがあり、また南部種馬の購入も行った。

続いて開拓使は、民間の馬匹改良にも取組み、種馬の貸付、不良牡馬の去勢手術等を行った。

古くは明治5年、開拓使はアメリカから農耕・乗用兼

用の中間種の「トロッター」を輸入して、東京・麻生の開拓使第三号官園において飼養した。その翌年に、開拓使はこれを道南の七重試験場へ移した。

明治8年5月には、アメリカ人お雇教師であるエドウィン・ダンが講師として、同試験場の実習生に対して、「牧畜取扱家畜宰割去ノ伝習ヲナサシム」と、明治33年刊行の『北海道庁種畜場沿革史』に記されている。

去勢術の試験台になったのは、日高・新冠牧場から連れてこられたドサンコ牡馬15頭であった。

こうして去勢術という馬匹改良事業が具体化したものの、馬の使用者側はこの去勢術施行に対してきわめて消極的であった(以上、北海道新聞社編『北海道百年《中》』——道庁時代編、1972年、25～26頁参照——以下、本書を「前掲書E」と略記)。

去勢術の施行を通して良種馬の浸透、普及を図ろうとしたエドウィン・ダンの計画は、明治15年の開拓使の廃止に伴いダンが辞任した後も三県が引き継いだ。三県時代の成果はあまりないが、それでも良馬奨励の機運はその後の北海道庁時代へと引き継がれた。

明治9年には、札幌官園が新設の札幌農学校付属農場となる。それで一旦は札幌郊外の漁村(現恵庭市)に仮牧場を設置したが、これを契機により広大な牧場が必要となると判断し、明治11年に日高・新冠牧場を馬匹改良の根拠地に定めた。

それ以後、昭和24(1949)年に馬匹生産が中止になるまで、馬匹所管機関は転々と変わったが、馬産王国北海道の基盤はこの新冠牧場を中心に固められたのである(以上、前掲書E、27頁参照)。

明治9年以降、各官園において民有馬を官有馬の良種と掛け合わせたものの、洋種馬は一般に好まれなかった。その理由は、洋種馬の馬格が大きいため、駄載馬として利用するには不便であるとされたからである(前掲書D、457頁参照)。

一般に当時の家畜の飼養方法は粗放的であったため、また洋種等の場合は北海道の気候・風土に慣れず疾病にかかるものが多く、その対策について開拓使は腐心した。例えば、明治6年4月の札幌本庁諭達では、飼育作業の時間表や飼料の分量等きわめて原則的な指示が与えられている。また同年8月には、諭達「馬伝染病予防」が発せられている。これらの初歩的な知識が土台となって、飼養方法は次第に改善されていった。

以上のような施策を通して官民の牛馬は年々増加したが、その一つの反映を北海道産馬の移出に見ることができる。明治11年頃から陸奥地方の産馬価格が高騰し、投機商人等が競って本道産馬を移出した。その際、本道産馬を陸奥産と偽り暴利を得たと言われるが、これらの事から本道産馬の増産とその改良効果の一端とを窺うことができる。函館港からの移出状況を見ると、明治13

年以降は函館港と青森県大間港との間に、馬を乗せる專業船があつて絶えず往復したという(以上、前掲書A、504～505頁参照)。

本節の最後に、明治初期の北海道における馬匹頭数の推移を以下の表1を通して見てみよう。

表1 明治初期の北海道における馬匹頭数の推移

年次	牝	牡	計
1872(明治5)	5,281	4,010	9,291
1877(明治10)	17,264	13,314	30,578
1882(明治15)	18,303	14,998	33,301

出典：『第11回北海道廳統計書』より作成。

安政年間(1854～1859)には既に1万余頭に達していたという本道の馬匹頭数と比較すると、上記表1から分かるように、本道の馬匹頭数はそれからわずか30年余りで約3倍の33,301頭にまで増加していることが分かる。

馬匹頭数がこのように増加した背景として考えられることは、次のことである。

明治維新後の開拓時代の北海道にあつては、馬匹は各種荷物の駄載用役畜として、あるいは耕地開墾の際に伐採した原木の切り株の抜根用動力としても頻繁に利用されたと考えられる。

更に表1から明治5年の馬匹頭数が5年後の明治10年には約3.3倍の3万余頭にまで増加していることが注目される。この5年間で本道の馬匹頭数が急激に増加した背景として考えられることは、開拓使による本道開拓への強いモチベーションと相まって、上述の通り馬匹飼養管理体制の強化や馬匹改良政策が功を奏し始めたことがある。また、馬匹飼養施設としての官設牧場の存在もこうした状況を後押しした。

ただ、明治初期のこの時代には、本道開拓の進展状況から考えて、馬匹を農耕馬として使用するということはまだほとんどなかったと考えられる。

開拓使が明治15年2月8日に廃止されると、北海道はいわゆる「三県一局時代」と呼ばれる時代に入る。三県とは札幌県・函館県・根室県のことであり、一局とは農商務省北海道事業管理局のことである。既述の通り、この「三県一局時代」における馬産に関する成果はあまりなく、本格的な馬産政策はその後の北海道庁時代へと引き継がれた。

(2) 北海道庁時代(明治19年1月26日設置～明治45年7月30日)

① 牧畜業の政策転換

北海道が地勢並びに気候風土の観点から、牧畜に適す

ることは早くより着目され、開拓使は真駒内、新冠牧場等の経営を開始したのであったが、未だ著しく発展するには至らなかった。農業諸分野の中で、新分野としての牧畜業は未だその意義が理解されず、畜産品も未だ十分に生産、取得されず、明治中期頃までの牧畜業の不振は本道のみではなかった。

従って、北海道庁の設置以後は、従来の産業振興方針を変え、直接的保護政策から間接的保護政策への転換、推進を期して、官業は多く民間企業に委ねられることになった。こうした方針転換から、牧畜業においても官営牧場を民間に払下げ、同時に改善、発達に必要な種畜の飼養及びこれらの民間への貸与等を企図した（以上、『新撰 北海道史』第四巻通説三、1937 年、538 頁参照——以下、本書を「前掲書 F」と略記）。

例えば官営根室牧場は、明治 19(1886)年農商務省より北海道庁に移管され、根室牧畜場と称することになった。当時根室牧場には、470 余万坪の牧場地に、馬 475 頭、牛 110 頭が飼養されていた。その後複雑な経過をたどり、この牧畜場は根室屯田兵村の所有となった。

次に桔梗村牧場は、明治 20 年鹿児島県の士族園田實徳の出願によって、懇成、未墾地合計 570 町歩余及び建物と共に同 30 年まで 10 カ年間の無料貸下げを受け、同牧場飼養の馬 14 頭、牛 19 頭を払下げた。

このようにして、開拓使時代以降の官営牧場も、明治 20 年代の官営事業整理の時代的潮流によって民間企業に委ねられ、政府としては、専ら各種機関の充実による民間牧畜の指導助言に当たることとなった（以上、前掲書 F、539 頁参照）。

上述のように、本道牧畜業発達の可能性と混合農業の必要性とによりその奨励策が漸次功を奏し、馬は明治 19 年には 42,000 余頭にまで増加したが、日清戦争(1894～95)の影響により、明治 27 年には前年に比し 4,400 頭減少した。しかしその後また増加して、明治 29 年には 54,600 頭余頭となり、なお日清戦争前の明治 26 年の 55,900 余頭に比すると 1,300 余頭減少したが、やがて同 39 年末には 107,000 余頭となり、北海道庁設置後の馬の増加は著しいものがあつた。

ここで具体的なデータを通して、明治中後期における北海道馬産の状況を概観してみよう。

まず表 2 からは、次のことが看取される。

同表(1)を通して明治 20 年時点の馬匹頭数と同 30 年時点のそれとを比較してみると、この 10 年間に本道の馬匹頭数は 4 万 5 千余頭から 5 万 7 千余頭にまで増加しており、年間当たりの増加数は約 1,200 頭程であり、決して飛躍的な増加を示しているとは言えない。この 10 年間の増加率は、約 1.3 倍である。ところが、同表(1)と同表(2)の明治 35 年から 44 年までの馬匹頭数の推移を見ると、明治 30 年から同 41 年までの 11 年間に本道の

表 2 明治中後期における北海道の馬匹頭数の推移

(1) 明治 20 年～30 年

年 次	牝	牡	合 計
1887 (明治 20)	24,177	20,947	45,124
1892 (明治 25)	28,187	25,646	53,833
1897 (明治 30)	27,611	29,741	57,352

出典：『第 11 回北海道廳統計書』より作成。

(2) 明治 35 年～44 年

年次		1902(明治 35)	1908(明治 41)	1911(明治 44)
馬種	牝	39,662	48,969	50,512
	牡	23,600	36,352	47,944
	計	73,262	85,321	98,456
内国種	牝	3,780	20,830	41,777
	牡	2,586	11,599	31,435
	計	6,366	32,429	73,212
雑 種	牝	102	620	1,373
	牡	58	325	802
	計	160	945	2,175
外国種	牝	43,544	70,419	93,662
	牡	36,244	48,276	80,181
	計	79,788	118,695	173,843

出典：『第 14 回、20 回、23 回北海道廳統計書』より作成。

馬匹頭数は、明治 30 年のそれと比べると約 2.1 倍も増加している。その間の年間当たり増加数は、約 5,600 余頭となっている。

この時期本道の馬匹頭数が急激に増加した背景として推測されることは、第一に本州各県から北海道への入植者の増加が見られたこと、第二に明治 30 年代後半以降、北海道内にも徐々に鉄道網が整備され始めたことがある。こうした社会経済的状況の変化に伴って、入植者による耕地開墾のための馬匹需要が高まったり、交通手段の整備によって本州の馬産地から本道への馬匹移入の効率化が図られたりしたことが想定される。第三に、この期間は日露戦争(1904～1905)をその中に含む時代であったので、出征馬として重用されていた雑種馬と外国種馬の増加率が高いことは、こうした対外的事情が起因している可能性もある。これについては、後掲の参考資料 B「日清戦争・日露戦争における徴発馬」を参照されたい。

ここで国鉄(現 JR 北海道)の北海道の玄関口である函館駅を起点に、道央の鉄道の要衝に当たる旭川駅を終点とする函館本線敷設の歴史的過程について、簡単に確認しておきたい。この線路網の発祥は、明治 13 年の南小樽——札幌間である。その後この鉄道網のうち南小樽——岩見沢間が明治 15 年に開拓使によって敷設され、次いで岩見沢——^{そらちふと}空知太(砂川と滝川の間)間が北海道炭礦鉄道会社により、空知太——旭川間が明治 31 年に北海道庁により、南西部の函館——南小樽間が明治 38 年に北海道鉄道会社により敷設され、開通した全長 423.1 km の路線が函館本線である(以上、北海道大百科

(下) 392頁参照)。

また表2-(2)の統計からは、当該期における馬種別の馬匹頭数も確認することができる。この観点に焦点を絞って同表(2)を見てみると、当該期における内国種の増加率はほぼ同率の1.2倍であるが、雑種系と外国種系については、その増加率が高いことが分かる。例えば、明治35年と同41年とを比較してみると、雑種馬については約5.1倍に増加し、外国種馬については5.9倍も増加していることが分かる。この時期になると、農家や運送業者等のように、馬匹に対する様々な需要者が、それぞれのニーズに応ずることができる馬匹を要求し始めたことが背景にあったと考えられる。

また馬の内訳は、明治19年には未だ外国種(洋種馬)が3頭、雑種が87頭に過ぎず、他は全て内国種(和種馬)で、内国種99.8%、雑種0.2%に過ぎなかった。しかし馬種改良の結果、雑種、洋種が激増して同29年には内国種94.1%、雑種5.7%、洋種0.2%となり、同39年には内国種80%、雑種19.4%、洋種0.6%、さらに明治42年には内国種67.3%、雑種31.7%、洋種1%となった。

この時代の馬の主産地は、石狩・渡島・日高・十勝・胆振・釧路地方であったが、その中では特に日高地方が有名であった。これらの地方に次ぐ馬産地は根室地方であり、この地方では鞍用馬を生産し、また農耕馬の生産も行っていた(以上、前掲書F、540頁参照)。

また牧場の発達は、牧畜業の発展とは直ちにはつながらないが、牧畜業発達の基盤として重要な役割を果たしている。明治19年の民有牧場数は18箇所、その面積は423万余坪、その後同28年には牧場数50箇所、面積4,100万余坪を示し、馬3,000余頭を示している。特に明治30年の旧国有未開地処分法施行後は、牧場設置目的の土地貸付が著しく増加し、同34年より38年までの貸付面積は、耕地目的の面積を上回っている(前掲書F、542頁参照)。

開拓使・三県一局時代にはまだ民間牧場の数は少なかったが、北海道庁時代に入ると次第に増加した。ことに、明治31、32年頃より牧場目的の未開地貸付出願者が急増し、その許可面積は年によっては耕地目的のそれをしのぐほどであった。しかし、貸付を受けた者の多くは実際には牧畜業を営まず、その成績は概ね不良であったが、その中から少しずつ堅実な牧場経営者も出てきた。

『北海道拓殖要覧』(明治36年)は、牧場数を130とし、主要牧場として8箇所の牧場(園田牧場、波恵牧場、赤心社牧場、山根根室牧場等)を挙げている。これらの民間大牧場では官営牧場と同様に、外国より直接または間接に優秀な種畜を導入し、それを基にして牛馬の改良と繁殖を行っており、そこで育成されたものが再び各地の牧場に普及した。

上記牧場の内、赤心社牧場についてのみ簡単に触れて

おきたい。この赤心社とは、北海道開拓を目的として、明治13年に発足した組織のことを言う。同社の経営理念の基礎にはキリスト教があり、入植者にもキリスト教徒が多い。摂津国三田藩士であり、神戸で米国人宣教師に学んだ鈴木清(1848～1915)が初代社長となった。学農社の津田仙の助言を受け、また北海道開拓使と図り、明治14年から中国・四国地方の移民を率いて、日高管内の浦河郡荻伏村(現浦河郡浦河町字荻伏)に集団で入植した。翌15年には福沢諭吉門下の沢茂吉^{おきふし}が採用され、移民を募集して入植し、外国製農具や畜力を利用して開墾が進んだ。更に19年からは、牧畜が社業として営まれるようになった。特に、良種を購入して産馬の改良や繁殖を図り、それにより日高産馬は名声を博すようになった(宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典第二巻』吉川弘文館、435頁参照——以下、「明治史大辞典(二)」と略記)。

これら8牧場の他、上磯郡のトラピスト修道院、山越郡石川牧場、札幌郡吉田牧場、宇都宮牧場等も同様の役割を果たした牧場として著名であった(『新北海道史』第四巻通説三、1973年、559～562頁——以下、本書を「前掲書G」と略記)。

上記の上磯郡のトラピスト修道院についても、簡単に触れておきたい。本修道院は、カトリックの男子修道院である。「トラピスト Trappistes」は通称で、フランスのシトーに創設された「厳律シトー会」が正式名である。同会の来日は初代函館司教ベルリオーズの招聘で明治29年10月中国北京郊外の修道院から9名の修道士が函館に上陸したことに始まる。翌明治30年来日の初代院長プーリエは、上磯郡石別村当別(現北斗市石別)に「燈台の聖母トラピスト修道院」を設立した。厳律シトー会の伝統に従い原野を切り開き荒れ地を開墾して開拓を進め、同36年にはオランダからホルスタインの種牛1頭、乳牛4頭を輸入して酪農事業に着手し、修道院内に製酪工場を設立し乳製品を生産した。これ以降も、同修道院は畜産酪農を同地域に導入発展させ、その功績は顕著である(明治史大辞典(二)、898頁参照)。

北海道庁設置以降明治末期頃までの牛馬数の推移を見ると、圧倒的に馬が多い、また増加傾向も馬の方が年々の変動が少なかった。しかし、5年ごとの数字では牛も着実に増加した。特に農耕用として重要であった馬は、当時の状況からして、開墾着手後3、4年を経た農家は自作小作の別なく、ほぼ1頭を飼養したと言われた(前掲書G、562～563頁)。

北海道庁設置当初は、明治以前より馬の飼養が盛んであった渡島を筆頭にして、日高・胆振がそれに次ぐ馬産地帯であった。しかしその後、渡島は漸減し、特に石狩・十勝・釧路・北見などで馬産が急増した。

これらの馬産地帯の地域上の特徴の一つは、太平洋沿

岸の降雪量の少ない地方に偏在していたことである。その条件を生かして周年放牧をし、ほとんど厩舎での飼養はなかった。元々これらの地方ではアイヌ系住民による放牧が盛んであったし、漁民の副業としてもごく粗放的に飼養されていたに過ぎない。農業移住者が増加し、彼等によって馬の飼養が行われるようになって、依然その飼養方法は粗放的段階にとどまった（以上、前掲書 G、563～564 頁参照）。

表 3 のデータの中で特に著しい変化を示している個所は、明治 41 年から同 44 年にかけてのわずか 3 年間に於ける北海道全体の生産馬数が約 2 倍弱に増加していることである。『北海道廳統計書』に記載はないが、この当時、わずか 3 年で馬匹生産頭数が約 2 倍弱にまで増加した頭数の中には、本州他府県からの移入生産馬も含まれているのかもしれない。これを明治 35 年から同 41 年までの 6 年間にわたる 1 年当たりの生産頭数約 573 頭と比較してみると、明治 41 年から同 44 年のそれは約 4 千頭弱にも及び、約 6.95 倍も増加している。

こうした状況変化の背景として、明治末期のこの頃になると農業分野をはじめ、他の産業分野からも馬匹への需要が急激に高まったことが考えられる。

ちなみに、表 3 の各年度ごとの当該年度の馬匹頭数（表 2）に対する生産頭数の百分比を出してみると、明治 20 年度から同 44 年度までのそれは、8.2%、10.4%、12.4%、11.2%、14.5% となり、各年度の馬匹頭数に対する生産頭数は漸増傾向を示しているとはいえ、ほぼ 10% 前後であったことが分かる。但し、明治 35 年と同 41 年のデータを比較してみると、生産頭数の馬匹総頭数に対する百分比が、12.4% から 11.2% へと減少している。この背景には、日清・日露戦争での軍馬用としての馬匹徴発が増加したことが考えられる。但し、このことを傍証するには、軍馬補充部等の軍馬関係資料に基づいた分析が必要である。また、馬に関わる戦時法制にはどのようなものがあり、それらが現場の馬産に具体的にどのような影響を及ぼしていたのか、という視点からもアプローチする

必要がある。

参考資料 A 日清・日露戦争時代の軍馬関係法制史

明治 19(1886)年 6 月	「軍馬育成所条例」発布
21(1888)年 6 月	「陸軍蹄鉄学舎条例」
26(1893)年 5 月	軍馬育成所官制廃止、「軍馬補充署条例」公布
28(1895)年 6 月	「馬匹改良意見書」提出 提出者：藤波言忠子爵
10 月	馬匹調査委員会発足 委員長：金子堅太郎
29(1896)年 4 月	「種馬牧場及び種馬所官制」発布
5 月	「軍馬補充署条例」廃止 「軍馬補充部条例」公布 本部：東京 支部：各地方 釧路支部：明治 33 年 10 月設置
30(1897)年 3 月	「種牡馬検査法」公布
11 月	「陸軍軍馬選定規則」規定
31(1898)年 4 月	「種牡馬検査法」施行
※ 北清事変(義和団事件) 1900～01	
34(1901)年 4 月	「去勢法」発布→大正 6(1917)年施行
35(1902)年 2 月	「馬匹去勢術練習生規則」公布
37(1904)年 9 月	「臨時馬政調査委員会官制」公布
38(1905)年	「馬政第一次計画」公布
39(1906)年 1 月	「牝馬臨時貸下規程」発布→同 40 年 1 月改正
5 月	「馬政局官制」公布 第 1 馬政管区：北海道
43(1910)年 6 月	馬政局、陸軍大臣所管へ

出典：武市銀治郎『富国強馬 ウマからみた近代日本』講談社、1999 年より作成。以下「富国強馬」と略記。

上記法制史の中で、馬匹「去勢法」の施行が同法発布からその施行に至るまで 16 年もかかったのには、以下のような事情があったからである。

明治 33 年に勃発した北清事変(1900～01)における非去勢馬の悪評を反省して、翌 34 年 4 月に「去勢法」が発布されたのであるが、それがいよいよ実施に入ろうとしている折の、同 37(1904)年に日露戦争が勃発した。その後、今度は大正 3(1914)年に第一次世界大戦が勃発し、青島出兵でまたもや非去勢馬のために苦勞する羽目になるからである（富国強馬、102～103 頁参照）。

表 3 明治中期から後期の北海道馬産頭数

年次 馬種		1887(明治 20)	1897(明治 30)	1902(明治 35)	1908(明治 41)	1911(明治 44)
内国種	牝		2,676	4,757	4,167	4,727
	牡		2,713	3,755	3,020	4,422
	計		5,389	8,512	7,187	9,149
雑種	牝		274	705	3,284	8,093
	牡		274	593	2,601	7,508
	計		548	1,298	5,885	15,601
外国種	牝		7	26	122	263
	牡		7	23	102	227
	計		14	49	224	490
合計	牝	1,912	2,957	5,488	7,573	13,083
	牡	1,771	2,994	4,371	5,723	12,157
	計	3,683	5,951	9,859	13,296	25,240

出典：『第 2 回・10 回・14 回・20 回・23 回北海道廳統計書』より作成。

参考資料B 日清戦争・日露戦争における徴発馬

戦争		日 清 戦 争	日 露 戦 争
徴発馬			
検査頭数		147,149	275,265
採用頭数		35,032 (採用率 23.8%)	89,800 (採用率 32.6%)
役種別	乗 馬	7,010 (20.0%)	19,363 (21.6%)
	輓 馬	9,134 (26.1%)	36,503 (40.6%)
	駄 馬	18,888 (53.9%)	33,934 (37.8%)

出典：『富国強馬』261頁より作成。

上掲の参考資料Bから、日本軍が軍馬を役種別にどのような割合で使用していたかが窺われる。日清・日露戦争共に、軍人が乗る乗馬の割合が最も低く、それに対して輓馬と駄馬としての軍馬使用率が共に高い比率を占めていることが分かる。近代戦争のはしりとしての日清・日露戦争においても、軍馬の重要性をこの資料は如実に示唆している。

表4は、明治31年の国別馬産頭数を示したものであるが、千島国と天塩国を除き、その他の国々は年産350頭前後から2,000頭程の馬を生産していたことが分かる。

明治31年時点においては、北海道には一部区間（南小樽～旭川）を除きまだ鉄道網が全道的に敷設されていないため、本道への入植ルートは、海岸線にあった函館港（安政6年開港）や室蘭港（明治5年開港）といった港湾個所あるいは海へ注ぐ大河川の河口部からの両ルートが中心であったと考えられる。

当時の北海道は、前年の明治30年に「北海道国有未開地処分法」が公布、施行されたばかりであり、大土地所有者になることによる利得獲得を目指し、北海道移住への動きが活発化していた時期でもあった。

しかしながら、北海道全体としての当時の入植状況を考えてみると、本道への移住人口の定着はまだまだこれからという状況であったと考えられる。ただ、明治31年時点において、北海道にはいわゆる屯田兵制度による他府県からの入植者が、一定程度存在した。こうした人々が中心となって、住み着いた地域を拠点として農耕生活等を営む必要性から、300頭から2,000頭前後の馬匹生産を行っていたのではないかと。そうした地域が、表4における石狩・後志・渡島・胆振・日高・十勝・釧路・根室地方だったのではないだろうか。

上述の「屯田兵制度」とは、明治8年に設立されたもので、その目的は廃藩置県後の士族授産として策定されたものである。その具体的目的は、一つは北方防備上からのものと、もう一つは農耕による北海道開拓とからなる両面の目的を有するものであった。

制度施行当初は、主として軍事訓練に重点が置かれ、農耕開拓は従という形であったが、後には後者に重点が置かれるようになった。

表4 明治31(1898)年の国別馬産頭数

国	官民	馬種	性別	生産頭数	国	官民	馬種	性別	生産頭数
石 狩	官有	内種	牝	3	渡 島	官有	内種	牝	
			牡	1				牡	
		雑種	牝	17			雑種	牝	
			牡	16				牡	
	民有	外種	牝	6		民有	外種	牝	
			牡	5				牡	
		計	牝	11			計	牝	
			牡	26				牡	
	官有	内種	牝	132		民有	内種	牝	639
			牡	148				牡	703
		雑種	牝	11			雑種	牝	52
			牡	20				牡	48
後 志	官有	外種	牝	6	胆 振	官有	外種	牝	
			牡	5				牡	
	民有	計	牝	11		民有	計	牝	
			牡	149				牡	691
	官有	内種	牝	170		官有	内種	牝	388
			牡	170				牡	263
	民有	雑種	牝	340		民有	雑種	牝	23
			牡					牡	6
日 高	官有	外種	牝		釧 路	官有	外種	牝	29
			牡					牡	
	民有	計	牝	170		民有	計	牝	411
			牡	170				牡	269
日 高	官有	内種	牝	340		官有	内種	牝	680
			牡					牡	
	民有	雑種	牝			民有	雑種	牝	7
			牡					牡	7
日 高	官有	外種	牝		釧 路	官有	外種	牝	14
			牡					牡	
	民有	計	牝			民有	計	牝	
			牡					牡	
日 高	官有	内種	牝	843	釧 路	官有	内種	牝	292
			牡	855				牡	258
	民有	雑種	牝	1,698		民有	雑種	牝	550
			牡	187				牡	16
日 高	官有	外種	牝	161		官有	外種	牝	16
			牡	348				牡	32
	民有	計	牝			民有	計	牝	
			牡					牡	
日 高	官有	内種	牝	1,030	釧 路	官有	内種	牝	308
			牡	1,016				牡	274
	民有	雑種	牝	2,046		民有	雑種	牝	582
			牡					牡	

国	官民	馬種	性別	生産頭数	国	官民	馬種	性別	生産頭数
十 勝	官有	内種	牝 牡 計	3 3 6	根 室	官有	内種	牝 牡 計	
		雑種	牝 牡 計				雑種	牝 牡 計	
		外種	牝 牡 計				外種	牝 牡 計	
		計	牝 牡 計	3 3 6			計	牝 牡 計	
	民有	内種	牝 牡 計	264 190 454		民有	内種	牝 牡 計	385 325 710
		雑種	牝 牡 計	34 19 53			雑種	牝 牡 計	20 23 43
		外種	牝 牡 計				外種	牝 牡 計	1 1
		計	牝 牡 計	298 209 507			計	牝 牡 計	406 348 754
千 島	官有	内種	牝 牡 計	9 13 22	天 塩	官有	内種	牝 牡 計	
		雑種	牝 牡 計				雑種	牝 牡 計	
		外種	牝 牡 計				外種	牝 牡 計	
		計	牝 牡 計	9 13 22			計	牝 牡 計	
	民有	内種	牝 牡 計	53 44 97		民有	内種	牝 牡 計	21 17 38
		雑種	牝 牡 計				雑種	牝 牡 計	
		外種	牝 牡 計				外種	牝 牡 計	
		計	牝 牡 計	53 44 97			計	牝 牡 計	21 17 38
北 見	官有	内種	牝 牡 計	7 8 15	合 計	官有	内種	牝 牡 計	29 32 61
		雑種	牝 牡 計				雑種	牝 牡 計	17 16 33
		外種	牝 牡 計				外種	牝 牡 計	6 5 11
		計	牝 牡 計	7 8 15			計	牝 牡 計	52 53 105
	民有	内種	牝 牡 計	236 146 382		民有	内種	牝 牡 計	3,423 3,119 6,542
		雑種	牝 牡 計	20 15 35			雑種	牝 牡 計	363 308 671
		外種	牝 牡 計				外種	牝 牡 計	7 5 12
		計	牝 牡 計	256 161 417			計	牝 牡 計	3,793 3,432 7,225

出典：『第11回北海道廳統計書』より作成。

しかしこの屯田兵制度は、制度設立から28年後の明治36年に廃止されることになった。屯田兵が、約30年間にわたって北海道の海岸防備及び拓殖両面の任務を遂行し、あらゆる困難と苦闘しながら道内の主要な未開原野を切り拓いた功績は大きなものがあったと言えよう（以上、発達史（上）、223～224頁参照）。

日高・根室の両地方が当時としてはかなりの数の馬匹を生産していた背景としては、両地方が明治初期から官設牧場を所有していたことが考えられる。当時、北海道に存在した官設牧場については、表5を参照されたい。

以下に明治期から大正期へかけての他府県から北海道への移住状況や開拓状況を推察する参考資料として、Ⅰ～Ⅲを提示しておきたい。鉄道網の敷設、港湾築港、主要河川の整備と並び重要な主要幹線道路史についての調査は、今後の課題としたい。

② 真駒内種畜場と七重種畜場

北海道庁の設置(明治19年)と共に、種畜場は従来の真駒内牧牛場を明治19(1886)年7月真駒内種畜場と改称し、新たに種馬12頭を米国より購入して繁殖を図り、民間牧畜業の奨励、発達を目指す中枢機関とした。また同19年に北海道庁は牛馬貸与規則を發布し、牛馬の民間貸与を勧め、同20年には牧馬舎及び付属厩舎数棟を新築し、その他の畜舎を改良した。真駒内種畜場はその後七重農場より乗用種馬20頭を移して、馬は洋種即ち乗用・農耕用及び洋・和・雑種、内国種の計47頭を所有していた（前掲書F、543頁参照）。

明治26年には「種畜場事務規程」（北海道庁訓令第24号）が發布され、真駒内種畜場は北海道種畜場と改称されて、七重種畜場はその分場となり、家畜繁殖、牧場経営、家畜衛生、各種試験、種畜貸与等の事業を行う事とした。従来の種畜場は単に牛馬等の繁殖事業のみに限定されたが、これ以降北海道種畜場は良質な家畜を飼養して貸与種畜の充実を図り、更に家畜管理、牧場経済の得失を詳らかにし、民間牧畜業を指導した。

北海道種畜場は、このようにして種畜の統一化を図ろうとし、同27年より馬は乗用、農耕用の二種とし、種畜の選択を厳重にした。更に同種畜場はこうした種畜統一化の観点から馬12頭を排除し、一部の種馬、種牛を学生教授用として開拓使が設置した札幌農学校(明治9年開校)へ移送し、家畜飼料園、牧草、放牧地、家畜飼育舎の改善等が行われた。

その後同種畜場は、明治30年の官制改革によって農商課から殖民部に移管され、事業・種馬・会計・庶務の各課に分かれた。事業課においては、種畜の飼養管理と繁殖並びに種畜貸付、民有牝畜の種付、貸与種畜の検査及び成績、移動等の調査、獣畜衛生、治療、去勢、飼料

表 5 明治中後期における官設牧場の歴史的変遷

(1) 明治 19 (1886) 年、同 23 (1890) 年時点

明治 19 年		明治 23 年		
牧場名	所在地	牧場名	馬飼養頭数	牛飼養頭数
七重牧馬場 (明治 5 年創設)	渡島国亀田郡大川村 同国同郡桔梗野村	七重種畜場	111	58
七重牧牛場 (明治 6 年創設)	渡島国亀田郡七重村			
真駒内種畜場 (明治 9 年創設)	石狩国札 56 幌郡平 岸村字真駒内 胆振国千歳郡漁村	真駒内種畜場	81	44
根室牧畜場 (明治 9 年創設)	根室国根室郡 同国花咲郡			

出典：『第 1 回、第 5 回北海道廳統計書』より作成。

(2) 明治 39 (1906) 年時点

馬種 牧場名	内国種		雑 種		外国種		飼養頭数合計
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	
新冠御料牧場	147	82	756	322	48	36	1,391
軍馬補充部釧路支部		24	18	211			253
札幌農学校附属牧場	1	17	1	6	2	5	32
北海道廳種畜場		2	58	22	107	50	239
総計							1,915

出典：『第 18 回北海道廳統計書』より作成。

(3) 明治 44 (1911) 年時点

馬種 牧場名	内国種		雑 種		外国種		飼養頭数合計
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	
北海道蠟種畜場			33	42	128	104	307
東北帝国大学農科大学 附属牧場		19	1	1	1	4	26
軍馬補充部釧路支部				597		9	606
軍馬補充部川上支部				504		6	510
月寒種畜場				30			30
新冠種畜場			788	363	71	46	1,268
長万部種馬所			11	9	22	2	44
十勝種馬牧場			7	25	112	29	173
日高種畜牧場			29	43	214	73	359
総計							3,323

出典：『第 23 回北海道廳統計書』より作成。

作物の耕作、放牧地の改良及び管理、肥料製造等に関する事項を担当した。種馬課においては、民有種牡馬検査、種畜の選択配合等に関する事業を担当した（以上、前掲書 F、544 頁参照）。

更に明治 34 年 4 月よりは、「北海道地方費法」の施行により北海道種畜場の財産は全て地方費の所屬下に入り、9 月には種畜場規程(庁令第 151 号)を定めたが、種畜場は 1 個所に限って設置され、北海道種畜場は農商務大臣の指定した事項について、調査または試験を実施すべき事とした。こうして同種畜場は、その後益々その事業を拡張し、民間の馬匹改良を図るため民間牝馬との交配を行った。その結果が良好であることが認められたため、同種畜場は出張交配を開始し、その後次第にその実施個所、頭数が増加した（前掲書 F、544～545 頁参照）。

またこの年道議会は、翌 35 年度より特別会計により、35、36 年度の継続方法をもって種畜購買費枠を設けた。その結果明治 36 年には、米国より種馬として Trotter

種牡馬 1 頭、サラブレッド種牡、牝各 2 頭を輸入した。また同 39 年に北海道は、農商務省より豪州(オーストラリア)産サラブレッド、クライスデール各 1 頭(無償)、豪州産牝馬 30 頭(有償)、陸軍省よりロシア産牡馬 2 頭の配当を受けた（前掲書 F、545～546 頁参照）。

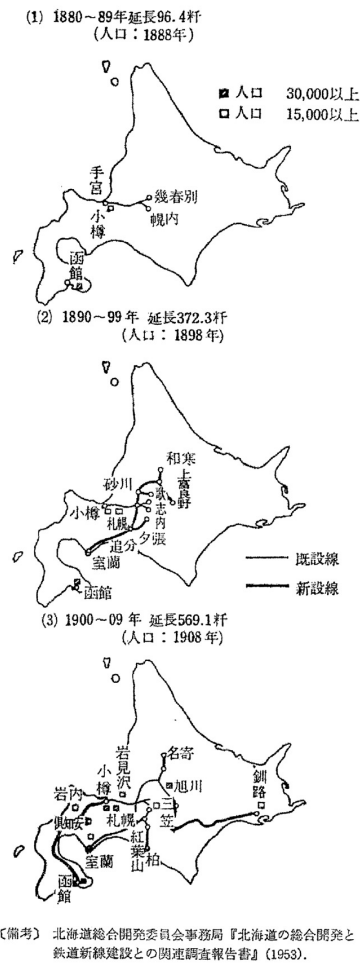
更に優良種牡馬による民間馬匹の改良に努め、その一環として出張交配区域の拡大、委任法による種牡馬派遣の増加を行った。ことに第一期拓殖計画において、牛馬百万頭計画が策定されると、北海道種畜場がその中心となり、全道的な需要に応ずるための種畜供給を実施する事とし、拡張計画を立てた。すなわち、繁殖牡牛 100 頭、牡馬 120 頭の設定がその主要政策であり、これにより種畜は漸次増加し、更に畜舎の新設、関連器械器具の整備等が行われ、北海道種畜場は名実共に北海道畜産界の中心機関となるに至った。

上記の第一期拓殖計画とは、戦争による財政難に起因する北海道 10 年計画の破綻を修復するため、河島長官

参考資料Ⅰ 北海道における主要鉄道網敷設の歴史的過程

1 鉄道網延伸過程と都市形成過程

第2図 鉄道線路延伸経過と都邑形成過程



出典：『北海道農業発達史上巻』53頁より作成。

2 主要幹線鉄道網の開通過程

路線名	開通年	開通区間
函館本線 (函館～旭川)	明治13(1880)年	南小樽～札幌
	明治15(1882)年	南小樽～岩見沢
	明治31(1898)年	岩見沢～空知太(砂川～滝川の間)
	明治38(1905)年	空知太～旭川 函館～旭川
根室本線 留萌本線	大正10(1921)年 大正10(1921)年	滝川～根室 深川～留萌～増毛
宗谷本線 室蘭本線	昭和3(1928)年 昭和3(1928)年	旭川～稚内 長万部～岩見沢
釧路本線 石北本線	昭和6(1931)年 昭和7(1932)年	東釧路～網走 新旭川～網走
胆振線 (伊達紋別～倶知安)	大正8(1919)年	京極～倶知安
	大正9(1920)年	京極～脇方
	昭和3(1928)年	喜茂別～京極
	昭和16(1941)年	伊達紋別～喜茂別

出典：『北海道大百科（上）（下）』より作成。

参考資料Ⅱ 北海道における主要港湾築港の歴史

港湾名	開港年	所在圏域
函館港	安政6(1859)年	道南圏
室蘭港	明治5(1872)年	道央圏
小樽港	明治32(1899)年	道央圏
釧路港	明治32(1899)年	道東圏
根室港	明治43(1910)年	道東圏
岩内港	大正9(1920)年	道央圏
浦河港	大正10(1921)年	道南圏
江差港	昭和4(1929)年	道南圏
紋別港	昭和6(1931)年	道北圏
えりも港	昭和7(1932)年	道南圏
枝幸港	昭和10(1935)年	道北圏
留萌港	昭和11(1936)年	道北圏
稚内港	昭和11(1936)年	道北圏
増毛港	昭和14(1939)年	道北圏

出典：『北海道大百科（上）（下）』より作成。

参考資料Ⅲ 北海道内の大河川

河川名	水源地	流路総延長距離	流域沿岸管内	所在圏域
石狩川	石狩岳(1,962 m)北側山腹	268.2 km	上川・空知・石狩	道北圏・道央圏
天塩川	手塩岳(1,557 m)	256.3 km	上川・宗谷	道北圏
空知川	狩振岳(1,323 m)北西斜面	172.7 km	上川・空知	道北圏・道央圏
十勝川	十勝岳(2,077 m)東方	156.3 km	十勝	道東圏
釧路川	屈斜路湖	154.1 km	釧路	道東圏
鶴川	狩振岳(1,323 m)	135.0 km	胆振	道南圏
尻別川	胆振管内大滝村と 札幌市南区の境界山地	125.7 km	後志	道央圏
沙流川	熊見山(1,175 m)	103.8 km	日高	道南圏
後志利別川	長万部岳(972 m)	80.1 km	桧山	道南圏

備考：掲載した上記河川は、全て1級河川。流路総延長距離の長い順に掲載。

出典：『北海道大百科（上）（下）』より作成。

による建議を受けて開始された、明治43年から15年間の計画期間を持つ北海道の拓殖計画のことを言う。北海道10年計画と比較すると、計画期間で1.5倍、予算規模で2.0倍という北海道初的大型拓殖計画である（以上、「北海道大百科（下）」2頁参照）。

一方、開拓使設置以降北海道の農業、牧畜に指導的役割を果たしてきた七重農工所は、種々の変遷を経て明治19年北海道庁の所轄となり、七重農業場と改称した。同農業場はその後明治23年廃止して七重種畜場と改称し、専ら種畜養成業務に携わった。当時は、牧牛場、牧馬場

において、牛 53 頭、馬 143 頭を飼養していた。その後明治 25 年には、七重種畜場の飼養頭数が牛 66 頭、馬 100 頭となった。翌 26 年には種畜場事務規程の改正によって、七重種畜場は真駒内種畜場の分場となり、同年 3 月北海道種畜場七重分場と改称され、種牛馬の飼養管理及び繁殖民有家畜の種付け、家畜飼料栽培、家畜衛生に関する業務を行う事となった。しかし、七重分場は翌 27 年 9 月 1 日、廃場となった（前掲書 F、546 頁参照）。

以上のように、北海道庁は種畜場を拡充して優良種を繁殖し、民間家畜の改良に努め、明治 19 年には洋種牡馬 6 頭、牝馬 12 頭を米国より購入した。更に北海道庁は同年牛馬並びに種豚貸与規則を制定し、種牡牛は 3 年、種牡馬は 4 年を上限として貸与し、貸与牡牛馬はその生産した子馬、子牛の中で、初産、二産の内 1 頭を上納させ、その牝牛馬を無償にて借受人へ下付する事とした。

しかし貸与種牛馬について、借受人によるその飼養管理が不適当な場合には直ちに種牛馬を返納させ、失踪または畜養交配等の不注意により斃死させた際には弁償させる事を規定した。また明治 20 年には、種馬の巡回交配の方法も実施された（以上、前掲書 F、548～549 頁参照）。

このようにして、牧畜改良の中で特に馬匹改良が重視され、北海道庁は主要馬産地である胆振、日高、十勝の三地方に対して馬匹改良組合の設立を勧奨した。その結果明治 20 年には 11 個所の産馬組合が成立し、「～種」として認定独立したものではないが、異なる点が多い一群であるアメリカ産系の牝牡馬 30 頭を購入し、その中の 16 頭を組合に分与し、また牧畜現業職員を派遣して種馬管理及び交配方法を監督、伝習させた。

また七重種畜場、真駒内種畜場においては、種馬種付手続、種馬巡回交配の方法を設けて、飼養洋種馬によって屯田兵入植地、札幌郡及び上磯、江差、長万部、七重地方の馬匹改良を行った。

明治 21 年には、道庁は更にアルゼリー産馬 4 頭をはじめ、各種種牛馬数十頭を購入し、産馬組合等民間に貸与した。その結果、種畜貸与出願者が次第に増加し、同 22 年には種畜取扱内規を設定し、出願者の資格を定めた。更にその他の貸与種畜及び返納子牛馬の検査等を規定し、種畜貸与規則を追加し、貸与種畜の下付と共に転売を防止し、種畜の購入と民間貸与とを盛んにした。

こうして、従来の種馬貸下出願は主として乗用種であったが、明治 26 年頃より農耕用種の出願が多くなった。すなわち、北海道開拓が進むにつれ、農業分野における馬匹の使用頻度が高まったためである（以上、前掲書 F、549 頁参照）。

表 6 は、明治 31 年時点における本道各地方別の農耕馬頭数を示したものである。表 6 の出典である『第 11 回北海道廳統計書』の表記では「農用馬」とってな

表 6 明治 31 (1898) 年の国別農耕馬頭数

国	官民	馬種	頭 数	国	官民	馬種	頭 数		
石 狩	官有	内国種	18	釧 路	官有	内国種	15		
		雑 種				雑 種			
	民有	外国種	18		民有	外国種	15		
		計	内国種			7,199	計	内国種	415
			雑 種			209		雑 種	6
後 志	官有	外国種	6	根 室	官有	外国種	421		
		計	7,414			計	436		
	民有	官民合計	7,432		民有	官民合計	436		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
渡 島	官有	外国種	1,801	北 見	官有	外国種	70		
		計	2			計	92		
	民有	官民合計	1,803		民有	官民合計	162		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
胆 振	官有	外国種	5,061	天 塩	官有	外国種	968		
		計	128			計	21		
	民有	官民合計	5,192		民有	官民合計	989		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
日 高	官有	外国種	1,994	総 計	官有	外国種	195		
		計	53			計	195		
	民有	官民合計	2,047		民有	官民合計	195		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
十 勝	官有	外国種	1,162	出典：『第 11 回北海道廳統計書』 より作成。	官有	外国種	64		
		計	295			計	3		
	民有	官民合計	1,457		民有	官民合計	67		
		計	内国種			31	計	内国種	19,853
雑 種			3	雑 種		895			
十 勝	官有	外国種	34	官民合計	官有	外国種	9		
		計	988			計	20,757		
	民有	官民合計	1,077		民有	官民合計	20,824		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
十 勝	官有	外国種	988	出典：『第 11 回北海道廳統計書』 より作成。	官有	外国種	64		
		計	89			計	3		
	民有	官民合計	1,077		民有	官民合計	67		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
十 勝	官有	外国種	988	出典：『第 11 回北海道廳統計書』 より作成。	官有	外国種	64		
		計	89			計	3		
	民有	官民合計	1,077		民有	官民合計	67		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					
十 勝	官有	外国種	988	出典：『第 11 回北海道廳統計書』 より作成。	官有	外国種	64		
		計	89			計	3		
	民有	官民合計	1,077		民有	官民合計	67		
		計	内国種				計	内国種	
雑 種				雑 種					

いるのであるが、ここでの農用馬は「農耕馬」のことを指していると思われるので、修正して国別農耕馬頭数として表示した。現在、「農用馬」という表記は大型の馬(鞍馬)を指すからである。

本表からは、農耕馬登録数により当時における本道各地域の農業分野における開発状況を推し量ることができるのではないかと。

『北海道農業発達史上巻』によれば、幕末から明治期にかけての本道における稲作の発達状況は、以下のよう

あったということである。

「この期の開田状況を見ると、道南の渡島支庁管内はほとんど大半が徳川時代からの開田で、檜山でも一部は明治以前から、他は明治 25 年以降の開田である。道南以外では石狩支庁の一部がこの期に開田したが、他の支庁管内はほとんどすべてが明治 23 年以降のそれである。」（発達史（上）、268～269 頁）。

更に当時の開田状況に関する上掲書の注には、次のようにある。

「上川、空知支庁管内のほとんど大半は、明治 25 年以降の開田であり、後志支庁管内の一部（岩内町、前田村、^{はったり}発足村）が明治 16 年から 18 年にかけての開田であるが、同管内のその他の大半の町村は明治 25 年以降の開田である。また上述の支庁以外のその他の支庁管内においては、そのほとんどが明治 25 年以降の開田である。」（発達史（上）、269～270 頁参照）。

表 6 は、まさしく上記のような北海道における農業発達史の状況を反映しているものと思われる。

③ 馬匹改良政策

北海道庁は、明治 20(1887)年、牛馬改良のために主要馬産地に対して馬匹改良組合の設立を奨励し、これに洋種種牡馬を貸与する事とした。これにより、白老郡産馬組合等の 11 組合が成立し、牛馬の改良、繁殖、馬市の開催等を行ったが、未だそれは任意に基づくものであった。

そのため、明治 33 年 2 月に産牛馬組合法が發布され、7 月より実施された。同法は、馬または牛を生産する者は市郡以上を単位として三分の二以上の同意を得て産牛馬組合を設立できる事とし、必要がある時には農商務大臣がその設立を命じることができるとした。また監督官庁は必要がある場合には組合に対して種牛馬を供給したり、牛馬の系統登録をさせたり、またはセリ市を設定したりできる事とした（以上、前掲書 F、554～555 頁参照）。

産牛馬組合は、牛馬の生産改良に重大な関係があるため、その設置、監督については厳重を期し、産牛馬組合法施行後根室産牛馬組合の設立を最初として、一郡または数郡を区域とする組合が漸次増加し、明治 37 年末には産牛馬組合とその連合会とを合わせて 15 組合を見るに至った。しかし、その内実は未だ不十分であったため、北海道庁は模範的定款を示すこととした。北海道庁は、組合の地区は原則として各支庁の管理区域に入る事とし、同 38 年には産牛馬組合補助規程を制定し、同 41 年には各組合を統一して北海道産牛馬組合連合会が設立され、31 組合の成立を見た（前掲書 F、555 頁参照）。

明治 39 年には馬政局官制が公布され、馬政局は内閣に直属して馬匹改良を行い、繁殖その他馬政に関する一

切の事務を担当し、地方に種馬牧場 3 箇所、種馬育成所 1 箇所、種馬所 15 箇所を設置する事となった。北海道においては、種馬牧場 2 箇所、種馬所 1 箇所を順次設置する計画を立て、同 40 年 6 月には日高国浦河郡に 9,900 町歩程の面積をもって、日高種馬牧場が設置された。明治 42 年同牧場では、各種種牡馬 9 頭、種牝馬 118 頭、候補牡馬 38 頭、同牝馬 52 頭が飼養されていた（前掲書 F、547 頁）。

また明治 42 年には、胆振国^{おしやまんべ}長万部村（現長万部町）に長万部種馬所が設置され、その後胆振種馬所と改称された。また同 43 年 4 月には、十勝国音更村に十勝種馬牧場が設置され、馬匹改良に当たった。

陸軍省においては、明治 33 年 10 月より軍馬の育成や供給を目的として軍馬補充部釧路支部を設置し、同 34 年 5 月白糠村に開庁し、更に同 40 年 10 月には音別村に音別派出所を設置した。日露戦争での苦い経験による軍馬充実の必要性から、同 41 年 1 月には釧路支部標茶牧草試験地に軍馬補充部川上支部を設置した。さらに同 43 年に至って、本厩舎及び多和分厩舎建物の大部分を新築または改築し、川上、多和放牧地の設備整備を完了した。また同 45 年 3 月には、足寄派出所を増設した（以上、前掲書 F、548 頁参照）。

明治 20 年代、北海道内の馬は 3 万頭を越えていたが、その大半は北海道和種馬の土産馬であった。この土産馬とは、元々蝦夷地の頃から北海道にいた日本馬のことを言う。この土産馬は、小型の馬体で寒さに強く、駄馬として優秀な品種でそれなりの利点があったものの、農耕用には不向きであった。

西洋式農法の導入、移植を企図していた開拓使にとって、より大型で力の強い馬が必要であったから、開拓使開庁 2 年後の明治 4 年にはいち早く七重官園に米国産の種牡馬を輸入している。その後北海道開拓の進展につれ、大型の外国種の種馬の輸入が益々増加し始めるのである。すなわち、こうした洋式農法に対応しうる馬匹改良は、文字通り北海道拓殖のための牽引力として重要な施策であったのである。

馬匹改良の試みは開拓使時代にも行われているが、その実効性は眼に見えぬ程のものであった（以上、前掲書 E、24～25 頁参照）。

次いで、明治 28 年には牛馬貸与規則を改正し、牧畜産業の発展を図った。これにより牧畜業の発達は著しく、改良、繁殖も着々と進展した。しかしそうした最中、日清戦争(1894～95)となり、馬匹の徴発が 3,000 余頭に達し、各馬産地の種牡馬が払底し、改良、繁殖が一時頓挫することとなった。このような事態の中で、北海道庁は南部馬の牡馬 60 頭を購入し全道各地に貸与し、本道種牡馬の不足を補うと共に、小柄な馬体を南部産種牡馬によって雑種を一度作り馬体を大きくしてこれに純粋種ま

たは適良な和洋雑種を配して、北海道産馬の改良を一層適切な方法にしようとした（前掲書 F、550 頁参照）。

また悪疾馬による被害を防ぐため、従来から去勢を実施してきたのであるが、未だ強制力がないため十分な効果を期待出来なかった。こうした中で、明治 30 年に至って種牡馬検査法及び同法施行規則が発布され、同 31 年には種牡馬検査法施行手続が発布された。また同 38 年には、種牡牛馬貸付規則が改正された。その主要な改正点は、産牡牛馬組合のない地方は農会または産業組合に種牡牛馬を貸付し、団体または個人で種付適齢期の牡牛 10 頭以上の所有者に種牡牛を貸付する事とした。同 42 年には同規則を改正して種畜貸付規則とし、更に貸付使役を許可した種牡牛馬の放牧を禁じ、貸付料を指定期日までに納付しない時には、貸付牛馬を返却させる事とした。さらにその翌年には、北海道種畜場飼養の種牡馬によって出張交配を行う事として交配旅行規則を設け、一定の毛色でない馬の制限を設定し、徹底的な改良を図った（前掲書 F、550 頁参照）。

明治政府は日露戦争での苦い経験によって、産馬の改良、繁殖を痛感し、明治 39 年に農商務省は牡馬臨時貸下規程を設け、北海道に対しては豪州産牡馬 390 頭を貸下げた。これに続いて北海道は、牡馬臨時貸下規程施行手続を定めて民間に貸下げ、牝馬と交配させる種牡馬は馬体適良かつ健康であり、軍事上の目的に適する洋種馬に限定し、一部は種畜場において飼養した。

また農商務省からは、豪州産牝馬 11 頭が種馬として無償で貸下げられたので、北海道はこれを産牛馬組合、農会に配当借受けさせ、純良馬匹生産を目的として一定標準以上の馬匹に交配させた。その後これらの規程に関しては、牧畜界の現状に即して改廃を行い、益々畜産界の健全な向上、発展を図った（以上、前掲書 F、550～551 頁参照）。

馬匹の改良には良種馬の貸与と共にその妨げとなる悪種馬の駆逐も重要視され、明治 21 年郡区長を通じて民間の悪牡馬の去勢を進め、同 22 年には技術員を日高・十勝・胆振・釧路に派遣して 230 余頭に施術した。その後、同 31 年に種牡馬検査法が実施され、続いて同 34 年に馬匹去勢法が発布された。その後間もなく日露戦争（1904～05）となり、去勢手術の速やかな実施を認可し、奨励金、廃馬手当金の交付を決定して奨励し、明治 37 年には 1,500 余頭、翌 38 年には 2,320 余頭、同 39 年には 1,380 余頭に施術した。次いで同 40 年には閣令第三号をもって、馬匹去勢奨励下付金額を制定し二班を組織して巡回させたが、去勢実施馬はわずか 507 頭に過ぎなかった（前掲書 F、551 頁参照）。

明治 43 年からの第一期拓殖計画においては、牛馬百万頭計画を立て、牧畜業の益々の発展を期したので、北海道庁は国費においても各種の畜産奨励策を講じた。す

なわち、北海道農業は多年にわたる掠奪方式により、地力の減耗と労力配分の不当性、副収入の過少等により農村不況が深刻化することを憂え、飼畜農法によりこれらの弊害を是正しようとした。そのため道庁は、牡牛の移入を図ったり、農耕馬の購買費及び運送費の三分の一の補助金を交付したりした。

また牛馬の繁殖を図るためには農家における飼畜経済の安定を期す必要があり、これは飼畜の労役遂行能力や泌乳能力等の高低によって決定される。しかもこの能力の問題は、種牡牛馬によって左右されるが故に、道庁は優良種牛牡馬の購入を奨励し、購入価格及び輸送費の二分の一を補助する事とした（以上、前掲書 F、553～554 頁参照）。

④ 家畜保健衛生政策

家畜衛生もまた次第に改善された。明治 21（1888）年、根室花咲地方に皮疽病が流行した際には飼養者に予防注意を告示し、翌 22 年には馬匹皮疽病予防法を告示し、更に同 29 年には獣疫予防法が公布されて一層その予防法が完備された。また北海道庁は、同 33 年に北見国に皮疽病流行の兆しがあると直ちに馬匹健体検査を施行し、また同 35 年には同国及び根室・釧路・石狩の一部に仮性皮疽病が発生し蔓延の兆しがあると、馬匹の健体検査を行いその流行を未然に防いだ。同 39 年再び仮性皮疽病及び鼻疽の発生があり、特に根室国においては危険な兆候があるとして馬匹健体検査を実施した。また馬匹胸疫病に関しても、同 40 年に告諭を発して予防心得を提示することで、その流行を阻止した（前掲書 F、552 頁参照）。

牧畜の事業拡張に伴い必要性が高まった獣医の配置については、明治 22 年より札幌農学校伝習科卒業生の中から選抜の上更に 5 ヶ月間延長して在学させ、病氣治療に必要な学科を修学させて、郡役所や牧場に配置した。しかし当時、獣医や蹄鉄工等の専門の人材の供給は少なく、明治 28 年には獣医はわずか 52 名、蹄鉄工は 182 名に過ぎなかったため、これらの人材を補充するため北海道庁は同 38 年度の地方費勸業費に獣医、蹄鉄工講習費を計上した。更に同 39 年には、道庁はこれと併行してその内容の充実化を図った（前掲書 F、552～553 頁参照）。

牛馬の血統とその所在を明らかにするため、明治 22 年には民有牛馬籍規則が発布された。同規則は、牛馬の出生があった場合または牛馬の買受者はそれを 30 日以内に届け出ることとした。また同規則は牛馬が斃死した際又は屠殺、売渡しの際にもこれと同様の届け出を課した。更に牛馬が、逃亡、盗難の際には 1 年後、なお不明の場合にも届け出る事とした。その後、同 36 年には所

有及び屠殺、譲渡、売却の際には20日以内に届け出る事とし、道庁はその後数次の改正を経て益々牛馬の血統を正し、優良種の保持発展に努めた（前掲書F、553頁参照）。

上述のように、明治20年頃から明治末期にかけて、健康な家畜を生産、飼養し需要者に供給する上で、家畜保健衛生施策がいかに喫緊の課題であったかが窺われる。当時、北海道内にはまだ獣医を養成する教育機関もなかったため、獣医的な素養と技術を持つ専門家がいかに必要とされたかが想像される。

以下の表7は、当時の獣医と蹄鉄工の人数を示したものである。蹄鉄工とは、馬のひづめの下に付けて、ひづめの摩滅を防ぐ鉄を装着させる技術を持った職人のことである。農耕用であれ、運搬用であれ、乗用であれ、馬匹を役畜として利用する際には、蹄鉄工と呼ばれるこうした職人の技術が必須のものとされたのである。

蹄鉄工は現在では「装蹄師^{そうていし}」と呼ばれており、戦前において装蹄師は国家資格が必要であった。

畜産の発達と獣医学や装蹄術の著しい進歩により、明治政府はこれに対応して蹄鉄工の資質向上を図るため、明治23年4月に制定された「蹄鉄工免許規則」に代えて、昭和15(1940)年4月1日、「装蹄師法」(法律第89号)を公布し、7月1日から施行した。同年7月5日には「装蹄師試験規則」(農林省令第57号)も制定され、これらによって装蹄師の学力と地位の向上が図られた。この法律には都道府県装蹄師会の設立も規定されていて、装蹄師の技術の改良発達を期する基礎が与えられた（岡山県畜産史編纂委員会編『岡山県畜産史』岡山県畜産史編纂委員会、1980年、1151頁参照——以下「畜産史」と略記）。

表7からは、北海道開拓が進展し始める明治40年頃から両職種の専門家の数が増加し始めていることが見て取れる。

⑤ 家畜市場

家畜販売及び家畜の改良奨励には市場開設を必要とするため、明治20(1887)年に勇払、白老、千歳諸郡の産馬組合は連合して産馬セリ売組合を設立し、馬市を苫小牧に開設した。北海道庁はそれに対して補助し、その販売

価額は8日間で売上高229頭、1,460円余に達して馬種改良の機運を醸成した。

同21年には日高国^{しも げ ほう}下々方村(旧静内町)に馬市が開設され、同22年以降は両市場共毎年開催され、苫小牧市場の方は年々衰微したが、下々方村市場は同22年より新冠御料牧場の馬匹委託販売等があった次第に発展した。同27年には苫小牧に牛の市場も開設したが、同28年には下々方村に日高馬市株式会社が設立され、次第に盛況となった（以上、前掲書F、555頁参照）。

上記前掲書Fの中で明治20年における苫小牧での馬市の8日間の販売頭数が229頭となっているのはやや少ない印象を受けるが、明らかに間違っているという根拠も見出せないで、このままの数値で提示しておきたい。かなり昔のデータなので、『北海道史』編纂担当者が原本の統計数値表から誤って転載した可能性がないわけではない。

日高国では、明治21年北海道庁からの出資金を元本に資本金1,100円の日高馬市会社が下々方村(旧静内町)に創設された。同21年8月、最初の馬市が同地で開かれた。同月4日～11日までの8日間で、セリにかけられたのは164頭であった。そしてその販売価額は、1,063円48銭であった。この時にセリにかけられた大半がドサンコで、1頭平均6円48銭4厘であった（前掲書E、27頁参照）。

上述した苫小牧及び下々方村において開催された馬市における出場頭数については、前掲書E、Fの記載内容と明治21年度分データを収録した『第3回北海道廳統計書』とに当たってみたが、残念ながら出場頭数のデータを得ることはできなかった。

こうして明治38年には、馬市場の開設は11箇所、牛馬市場は3箇所を数え、馬については販売頭数及び価額が2,220余頭、165,600余円、牛については60余頭、7,500余円を示した。明治42年には馬市場は22箇所、牛馬市場は12箇所に増加し、販売頭数も馬2,140余頭、価額105,200余円、牛30頭、価額1,100余円を示している。これらの家畜市場はいずれも産牛馬組合によって行われ、馬の生産と改良はめざましく、とりわけ日高各郡は最も盛んであり、全道の86%を占めている。

次いで、明治44年には家畜市場法が制定され、市場設

表7 獣医と蹄鉄工

※数値は人数

		明治23(1890)	明治30(1897)	明治40(1907)	明治44(1911)
獣 医	本免状	14	20	92	199
	仮免状	1	5	15	1
	計	15	25	107	200
蹄 鉄 工	本免状	8	45	333	557
	仮免状		32	16	1
	計	8	77	349	558

出典：『第11回、第21回、第23回北海道廳統計書』より作成。

備、売買法が改善され、市場数は減少した（以上、前掲書F、556頁参照）。

表8は、明治41年の馬匹家畜市場の実態を示したものであるが、本表を見て最も顕著な数値を示しているのは、当時の浦河区(現日高地方)全域での馬匹販売頭数の圧倒的な多さである。この地方は、明治末期頃から、後に日本最大の馬産地へと発展する礎が築かれ始めていたと考えてよいだろう。

また同表の市場への出場頭数と販売頭数の両項目を見て分かることは、行政区によっては家畜市場に多数の家畜を出場させたとしても、販売できた家畜はわずかな数でしかなかった区もあったということである。このことは、他の商品と同様に、馬匹も需要者から見て商品として価値があると評価されなければ販売されなかったことを意味していると思われる。このような推察が可能な一方、必ずしもそうではなく、売れ残った馬が市場外で安

く買いたたかれるということも多かったと思われる。

3 大正期の北海道馬産史

(1) 大正期北海道馬産の概況

大正期に入ると、北海道開拓に必要な馬匹の需要は年々増加し、それに応じて飼養頭数も増加した。そして農耕馬は、大正期には全馬匹頭数の50%を超えた。粗放的経営が可能であった馬牧場は、農用地として開墾が行われるまでの土地利用の手段としての性格が強く、実際そのような経過をたどったものが多かった。または、それ以前の段階の木材伐採を主目的とした「牧場」地の貸付けを受けたものが多かったことは良く知られている。

もちろん、馬匹生産を企業的に行う資本家の形態の牧場も存在したし、更に小作農場併設の牧場(産馬を小作

表8 明治41(1908)年の馬匹家畜市場

※ 数値上段は、常設市場数

行政区	郡 区	定期・臨時市場	出場頭数		販売頭数		販売価額 (円)		価額合計 (円)
			牝	牡	牝	牡	牝	牡	
札幌	石狩	1	29	8	20	5	1,229	350	1,579
	上川	1							
函館	上川	2	7	32	2	16	213	1,885	2,098
		1	32	41	8	11	384	330	714
		1	83	37	15	4	1,420	160	1,580
		2	115	78	23	15	1,804	490	2,294
	計								
室蘭	有珠	1							
		12	35	15	3	2	80	95	175
		1	112	200	2	11	42	401	443
		1							
	計	13	147	215	5	13	122	496	818
浦河	沙流	2							
		4	431	628	306	472	14,317	24,476	38,793
	静内	1							
		2	333	536	263	430	19,988	47,730	67,718
	三石	1							
		2	281	334	90	109	3,087	3,979	7,066
	浦河	1							
		2	200	180	97	116	3,880	4,640	8,520
	様似	1							
		1	15	110	15	20	229	1,555	1,784
	幌泉	1							
		2	6	15				140	140
河西	計	7				5			
		13	1,266	1,803	771	1,152	41,501	82,520	124,021
	十勝	1	10		10		666		666
		1	11	18	4	5	232	108	340
	河西	2	21	18	14	5	898	108	1,006
	計								
		1	46	87	16	20	811	1,151	1,962
	根室	2	21	57	18	23	2,075	2,639	4,714
	宗谷	1	25	20	5	2	150	50	200
	枝幸	2	46	89	9	25	2,052	7,338	9,390
札幌区									
総 計		9							
		39	1,723	2,407	883	1,276	50,855	96,927	147,782

出典：『第20回北海道廳統計書』より作成。

人に農耕用として貸付けたり、冬期の舎飼を義務付けたりする牧場)も多かった。また牧場によっては、付近の農耕馬を不用期に預かる預かり馬の制度を行った。

このように、馬牧場の所有及び経営形態は様々であった。これには、後に明瞭な地域性が出てくる。また牧場所有者の系譜的性格にも地域性が見られるようで、大漁業家や商人などの兼業としての牧場経営、及び成功した移住農民の牧場専業化などで、前者は特に根室・釧路地方に多く、後者は十勝・日高地方などに多かったと言われる(以上、前掲書 G、564 頁参照)。

大正初期においては、既にいわゆる牧場経営の不振は明らかであった。第一次大戦後も、土地利用高度化の動向に伴ってこの傾向は一段と進んだ。そして農家による馬産も盛んになったが、その内容は農耕用の牝馬を繁殖に供用するという形の、つまり使役及び繁殖の二つの目的兼用の馬産(役繁殖用馬産)であり、それが農家の副業として全道的に行われるようになったと言われる。当該期には、農家が2頭ないし4頭の馬を飼養する戸数割合が著しく増加しており、これは馬を使役の他に繁殖・育成を目的とする飼養形態を表したものと考えられる。

その飼養形態は、典型的には牧場における粗放的周年放牧形態から、集約化された農業経営の一環としての舎飼形態へと漸次移行したが、その飼養形態には地域差がかなりあった。一方、馬匹頭数は、第一次大戦後の停滞期を経て再び増加に転じた。この中では、古くからの馬産地、牧場地帯である日高・十勝・釧路・根室・網走の各地方と共に、空知、上川両管内においても顕著な増加が見られた。それは、これら両農業地帯共に馬耕ないし運搬用の馬匹需要が高まり、同時に、前述の繁殖馬の飼養が増加した結果と考えられる(以上、『新北海道史』第五卷通説四、1975 年、338～339 頁参照 — 以下、本書を「前掲書 H」と略記)。

しかし、上述の通り農耕馬が増加したとはいえ、大正 10(1921)年の農耕専用馬比率の全道平均が 50.7%であり、また同年中の全道専業農家 142,085 戸に配された農耕馬は 91,297 頭に過ぎず、単純計算によっても専業農家の 64.3%しか耕馬を所有していなかったと言える。従って、その不足を補うため畜産調査会によって農耕馬の補充方法が立案され、それが長期計画に盛り込まれて牛馬百万頭計画の一環となったのである。

ところで、北海道馬産の全国に占める地位は年々高まり、既に明治末期には日本第 1 位の福島県を抜いていたが、大正 15 年における産地別生産馬数の比率では、北海道が第 2 位の福島県の 9.2%をはるかに引き離して 31.8%を占めていた。しかもその年の生産馬 27,697 頭の内、54%に当たる 15,056 頭が他府県へ移出されていた。こうしたことから他府県からの馬商の来道も多く、その移出先は四国、九州、樺太等にも及び、また若干な

がら軍馬の買い上げもあった(以上、前掲書 H、340 頁参照)。

大正 5 年には、本道における馬の飼養頭数は 19 万 6 千余頭に達し、以後 17 万頭～19 万頭の間を推移し、同 12 年には 20 万頭を越え、大正 15(昭和元)年には 22 万 5 千余頭を示すに至った。

また馬の内訳を見てみると、大正 5 年には雑種 91.8%、内国種 5.7%、洋種 2.5%であり、大正 15(昭和元)年には雑種 65.4%、内国種 32.2%、洋種 2.4%となった。それ以降昭和 5(1930)年までは洋種、雑種の増加が顕著であったが、同 5 年以降は内国種の増加が更に著しくなった(以上、前掲書 F、540 頁参照)。

第一次世界大戦中ピークに達した馬匹頭数も、同大戦後は急減した。最も減少したのはもっぱら内国種であり、雑種は大正 8 年を除けば増加し続けているのであり、比率上からは馬種改良上の目的に沿った形となりつつあった。(大正元年の内国種 52%が、同 10 年には 14%となる)。

馬匹減少の理由として、馬政局の全国的な調査(大正 11 年)結果は、以下のように記している。①飼料・管理費の高騰、②農村における金肥の濫用、③都市における交通機関の発達(以上による需要の減少)、④放牧採草地の減少、⑤種馬の減少、⑥馬価格の低廉化による馬産業者の転業、生産数の制限、屠殺の増加(以上による生産の減少)などを挙げている。この他、第一次大戦後の軍馬需要の減退見込みなども加えるべきであろう。事実、明治末期以降陸軍省の管理下にあった馬政局は、大正 12 年 4 月廃止され、管掌事務縮小の上、新設の農商務省畜産局に移管されたのであった(以上、前掲書 H、341 頁参照)。

参考資料 C 第一次世界大戦勃発後の軍馬関係法制史

大正 5(1916)年 10 月	「去勢法」に関する勅令発布
6(1917)年	「去勢法」施行
12(1923)年 4 月	馬政局廃止 → 農商務省畜産局所管へ 「種牡馬検査委員検査心得」発布(発布月は不明)
13(1924)年	「特選牝馬取扱規程」発布
14(1925)年 3 月	農林省畜産局が馬政担当所管へ

出典：『富国強馬』より作成。

第一次世界大戦に参戦したイギリスの例として、武市氏は次のように述べている。

「1913 年におけるイギリスの農用馬匹総頭数は約 160 万頭であり、この内より 45 万頭の徴発は、年数の経過に伴う生産による補充があったとしても相当の難事であったと思われる。また、このような多数の軍馬徴発は、国内農家の畜力資源を大きく減殺することとなった。」(富国強馬、107 頁)。

我が国はヨーロッパの主戦場からは遠く離れていたが、日英同盟協約(1902 年 1 月ロンドンで調印された日・英間の同盟)を理由に連合国側に参戦し、中国・太平洋域のドイツ領を攻撃し、その軍事根拠地であった山東半島の青島^{チンタオ}を大正 3 年に占領した。

ただ、この戦争で日本が徴発した軍馬の頭数については、不明である。しかしながら、この戦争へ出征した軍馬の質の低さは相変わらずの状態であったということである(富国強馬、107～108 頁参照)。

表 9 大正期の北海道における馬匹頭数の推移

大正元(1912)年	大正 5 (1916)年	大正 10(1921)年	大正 15(1926)年
181,920	196,607	179,824	225,966

出典：『第 24 回、28 回、33 回、38 回北海道廳統計書』より作成。

表 9 は、大正期の北海道における馬匹頭数の推移を示したものであるが、同表からは以下のことが確認される。

大正元年の馬匹頭数と大正 15 年のそれとを比較した場合、大正 15 年時点の馬匹頭数は、大正元年のそれに対してわずか 1.24 倍の増加を示しているに過ぎないことが分かる。また、大正元年から同 15 年までの 14 年間にわたる 1 年当たりの馬匹の増加頭数は 3 千頭程であり、漸増傾向を示していることが分かる。

但し、大正 5 年の数値と同 10 年の数値とを比較すると、この期間においてのみ減少していることが分かる。この期間内においてなぜ馬匹頭数が減少したのか、その理由については当時の馬匹を取り巻く社会的、国際的環境等にもリサーチして考察する必要がある。筆者の推測であるが、この期間中にかなりの数の馬が本道から「内地移出」されており、このことが一つの減少原因となっている可能性がある。松野弘氏はその著書の中で、大正元年から同 12 年までの期間における「内地移出の馬頭数の変化」を折れ線グラフで提示している。それによれば、大正 5 年頃から内地移出頭数が急激に増加し始め、同 8 年頃にピークに達し約 2 万頭近い内地移出頭数を示して

いる。翌年には一旦 1 万 4 千頭位まで減少するが、その翌年の同 10 年には 2 回目のピークとなる 1 万 5 千頭を超える馬が本道から内地へ移出されている(地方史研究協議会編『日本産業大系 2 北海道地方篇』東京大学出版会、1960 年、228 頁参照)。但し、これらの大量の移出馬が軍馬としての移出だったのか、それとも売買による移出だったのかは分からない。いずれにせよ、この頃から北海道がこれだけの数の馬を内地へ移出できる程の馬産地に発展していたということだけは確かであろう。

表 9 と比較対照できるように、表 10 においてもデータ掲出年度を表 9 と一致させて表示した。表 10 においても、表 9 で表示された各年次の馬匹頭数に対する生産頭数の百分比を算出してみると、順に 13.7%、13.9%、15.4%、15.5% となり、馬匹総頭数に対する産駒の割合は 15%前後であったことが分かる。

年次ごとの産駒数の推移を見てみると、大正 5 年から同 10 年にかけての 5 年間の増加がわずかに 457 頭にとどまっていることが分かる。このことにも、第一次世界大戦への軍馬供出が影響しているのかもしれない。

それに対して、大正 10 年から同 15 年までの 5 年間には 7,435 頭の生産増加が確認される。大正元年から同 5 年に至る 5 年間における産駒の増加数 2,313 頭と比べると、およそ 3.2 倍となっている。大正 15 (昭和元) 年頃になると、北海道内各地域においても開拓がかなり進展するようになり、こうした状況に付随する形で農耕馬への需要が高まったことがその背景にあったのではないだろうか。

大正 12 年は、明治 39 (1906) 年馬政局設置以来の馬政 30 カ年計画の第一期が終わる年に当たり、改めて大正 13 年以降 12 年間の第二期計画検討のため馬政調査会(翌 13 年馬政委員会となる)が設置された。そこで立案された計画綱領は、一方では、馬産方針上における軍事優先思想が必ずしも後退した訳ではなかったが、他方では、馬産事業の産業経済的側面が主張されている点は新たな事態に由来するものであろう(前掲書 H、341 頁参照)。

表 10 大正期の北海道における馬匹生産頭数の推移

馬種	性別	大正元(1912)年	大正 5 (1916)年	大正 10(1921)年	大正 15(1926)年
内 国 種	牝	4,286	2,332	1,130	505
	牡	3,757	1,946	1,069	451
	計	8,043	4,278	2,199	956
雑 種	牝	8,473	11,581	12,888	17,219
	牡	7,848	10,356	11,630	15,856
	計	16,321	21,937	24,518	33,075
外 国 種	牝	275	531	528	592
	牡	288	494	452	509
	計	563	1,025	980	1,101
合 計	牝	13,034	14,444	14,546	18,316
	牡	11,893	12,796	13,151	16,816
	計	24,927	27,240	27,697	35,132

出典：『第 24 回、28 回、33 回、38 回北海道廳統計書』より作成。

国レベルでの上記のような馬政転換の機運の中で、大正8年、北海道の有力な畜産関係者である石川錦一郎、奥野小四郎、宇都宮仙太郎、神八三郎らが主唱し、大正10年以降北海道産牛馬畜産組合連合会の事業として畜産業の重要事項を調査し、その改良発達に生かす目的で畜産調査会を設置した。

上記畜産調査会発足に関わったメンバーの内、宇都宮仙太郎と神八三郎とは次のような人物である。

まず宇都宮仙太郎は、「日本酪農の父」とも呼ばれている人物である。宇都宮は、慶応2(1866)年4月14日に豊前国下毛郡大幡村(現大分県中津市)の養蚕農家であった武原文平、母ヤスの二男として誕生し、後に母方の縁故先である宇都宮武平の養嗣子となった。

明治18年8月、宇都宮は19歳の時、北海道に渡る。そして札幌農学校二期生の町村金弥が場長を務める真駒内牧牛場に、苦勞しながらも雇用してもらうことになる。その後宇都宮は、図書館で外国の文献に目を通すことで、酪農を本格的に勉強するにはやはり本場のアメリカに行きたいと思うようになり、明治20年4月にアメリカへ渡る。こうして宇都宮は、アメリカで現場の仕事、実習と研修とをほぼマスターして3年後に帰国する。帰国後は、札幌で宇都宮牧場の経営に取り組むことになるのである(以上、安宅一夫『日本酪農の父・宇都宮仙太郎のまぼろし——宇都宮精神とデンマークモデル』公益財団法人酪農学園後援会、2017年、2～8頁参照)。

神八三郎(1866～1955)は、馬種改良の指導者で「日本釧路種」(昭和7年命名)という日本で生産された唯一の品種の生みの親。青森県鯉ヶ沢町生まれ。明治20年22歳の時、新天地を求めて釧路に渡った。子供の頃から馬好きで、家の前を通る馬を一日中飽かず眺めていたという。初めは道路工事請負、農業などを営んだが、明治32年、天寧(現釧路町)で共同牧場(後の神牧場)を経営、本格的な馬産事業に専念することになる。

神は馬づくりの方針を、日本人の体格に適した馬格が低いこと、農耕馬として外国産馬に負けない馬力を持つこと、困苦に耐え開拓にも軍用にも役立つ馬であることに置いた(以上、北海道新聞社編『北海道大百科事典上巻』北海道新聞社、1981年、943頁参照——以下、「北海道大百科(上)」と略記)。

更にこの神八三郎は、『神八三郎伝』によると、時の政府が進めようとしていた軍馬優先の馬産政策に対して真っ向から異議申し立てをして、産業用馬の生産の重要性を強く主張するという気骨ある人物でもあったらしい。

こうして宇都宮、神両氏の足跡をたどってみると、宇都宮は本道酪農界のパイオニア、神は本道馬産界のパイオニアと呼んでも良いのではないだろうか。

調査会は、畜産家や大学教授、官公署吏員らの総計60

名で構成され、北海道庁地方費から補助も得て3カ年の調査を実施し、大正12年3月第1回総会を開催してその結果をまとめ、25件155項目の決議を行った。その詳細な調査内容は、同年9月北海道庁産業部より『北海道畜産之現況並将来』として出版された。

この畜産調査は、その大綱において大正初期の産業調査と通ずるものが多かったが、その対象は畜産界の大勢から牛馬に限られていた。これはあくまで第一次世界大戦後の畜産界の新情勢に対応しようとしたものであり、かつ調査委員の顔ぶれからしてもきわめて実践的な傾向が強く、特に畜産経営上の具体的な問題提起と政策当局への要望事項とが掲げられている。これは前掲書の書名にあるように、北海道畜産界の現状と将来の方針とを明らかにしたものとして価値が高く、これ以後の本道畜産行政・経営の指針として役立った。ただ、当時の北海道庁の方針としては馬よりも牛の繁殖奨励に重点があったことは、産業調査以来の方針として認められる。

さて、馬匹の繁殖・改良方針のうち、馬匹中最大の需要対象である農耕馬については、北海道における農家の自家用運搬用の需要も満たしうる、体高四尺七、八寸のいわゆる小格輓馬が奨励されることになった。そしてこれはまた、移出地である他府県の要望する馬格にも近かったのである。この小格輓馬の典型としては、神八三郎を中心とした釧路畜産組合が、大正8年に策定した産馬方針にのっとり土産牝馬にペルシュロン種の牡馬を交配して産出した重種系小格輓馬「日本釧路種」(昭和7年命名)を挙げうる。同組合は更に昭和13年、組合改良による中間種系輓馬(アングロノルマン種の種牡馬を供用したもの)を「奏上釧路種」と名付けて有名となった(以上、前掲書H、341～343頁参照)。

大正4年1月畜産組合法が公布された結果、それまで牛馬の改良と組合員共同の利益を図ることを目的とし、牛馬の生産者のみの組織であった産牛馬組合は、その性格が次のように改められた。それは、畜産の改良・発展を促し、組合員の利益を増進することを目的とし、牛・羊・豚の飼養者と馬の生産者によって組織することとし、その名称も畜産組合を付した組合名に改められた。しかし、北海道では、昭和初期までそのほとんどが産牛馬畜産組合と名乗っていた(前掲書H、343頁参照)。

明治39年以来の馬政30カ年計画(馬政第一次計画)は、第一期(明治39～大正12年)、第二期(大正13～昭和10年)とに分けて実施され、昭和10年に終了した。

第一次計画は、全国総馬匹頭数約150万頭の保持や馬匹血統の更新、資質の向上、馬体の大型化等当初の目的に対して良好な成績を残したと言われ、この期間中の北海道馬産の伸張は特に著しいものがあった(前掲書H、1124頁参照)。

明治43年4月には、十勝国音更村に十勝種馬牧場が

設置され、馬匹改良に当たった。それは、大正12年に十勝種馬所と改称され、益々種馬の育成、地方産馬の改良充実が図られた。

また陸軍省においては、明治33年10月より、軍馬補充部釧路支部が設置され、大正14年12月には十勝支部が新設され、軍馬育成の任に当たった（以上、前掲書F、548頁参照）。

馬匹改良には、良種馬の育成と共に、悪種馬の駆逐も必要視された。かくて大正6年より馬匹去勢法が施行され、特別な事情がない限り明け三歳の牡馬は種牡馬を除き、全て去勢されることとなった（前掲書F、551頁参照）。

(2) 家畜市場

一般に牛馬商による取引実態は明らかではないが、家畜市場の開催数や家畜市場への出場頭数、売買頭数は年々増加しており、牛馬取引の合理化が進んだ。大正10(1921)年の開催市場は常設1、定期15、臨時61の計77、売買頭数は13,992頭となっている。これに対する牛馬商取扱の件数は、大正15年では48,327頭となっている。大正9年の北海道内における牛馬商は4,083名で、その内専業は933名、兼業は3,150名であった（前掲書H、338～341頁参照）。

この時代の家畜市場に関して見ると、以下の状況が確

認され得る。

大正5年には、常設、定期市場は各1個所、臨時市場は48個所、出場牛馬数は牛が148頭、馬が19,040余頭を示すに至った。一方、販売頭数及び価額については、牛が90頭、6,000余円、馬が10,420余頭、526,000余円となった。また同14年には、常設市場が1個所、定期市場が18個所（市開催数63回）、臨時市場が72個所（同開催数169回）を数えるに至った。出場頭数については、牛が320余頭、馬が23,930余頭、販売高については、牛が160余頭、23,000余円、馬が10,830余頭、2335,000余円に達し、著しい進展を見るに至った（前掲書F、556～557頁参照）。

表11-(2)から読み取れることは、特に大正10年から同15年に至る5年間における馬匹家畜市場の活況状況である。大正10年、同15年頃になると、それ以前の大正元年、同5年の市場取引実態と比較して、市場出場頭数、販売頭数、販売価額のいずれの項目においても、その数値が一気に跳ね上がっている。

こうした市場状況が現出した背景としては、ここにおいても、大正10年頃から進展し始めた北海道内全域での開発の拡大化が起因しているものと考えられる。

(3) 獣医と蹄鉄工の確保

牧畜業振興のためには、獣医や蹄鉄工の確保も重要な

表11 大正期の家畜市場

(1) 常設・定期・臨時市場（牛馬）

年次 市場	大正10年 (1921)	大正15年 (1926)
常設市場数	1	1
定期市場 市場数	15	17
開催数	52	64
臨時市場 市場数	61	70
開催数	115	143

出典：『第33回、38回北海道廳統計書』より作成。

(2) 馬匹家畜市場

年次	出場頭数		販売頭数		販売価額（円）		価額合計（円）
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	
1912 (大正元)	2,594	3,043	1,465	1,983	76,780	115,471	196,302
1916 (大正5)	○ 67	2,369	63	2,162	3,081	138,530	143,553
	● 1,926	2,606	1,318	1,499	55,404	81,907	137,831
	△ 5,354	6,719	2,311	3,076	101,149	146,923	251,727
1921 (大正10)	10,284	16,504	5,597	8,395	851,351	1,428,569	2,298,304
1926 (大正15)	9,203	16,055	4,371	7,530	787,716	1,241,795	2,036,695

備考：表中○印は常設市場、●印は定期市場、△印は臨時市場を示す。

出典：『第24回、28回、33回、38回北海道廳統計書』より作成。

施策であったから、大正 5 (1916) 年には獣医 358 名、蹄鉄工 828 名となり、更に大正 15 年には獣医 501 名、蹄鉄工 1,004 名を数えるに至った（前掲書 F、553 頁参照）。

大正期の獣医と蹄鉄工の人数を示した表 12 から、表 10、11 で看取されたと同様の傾向が窺われる。すなわち、大正 10 年から蹄鉄工の人数は千人の大口を超過するようになっているからである。大正 10 年頃から本道の開拓も本格化し、北海道内各地域でも耕地の拡大が見られるようになり、それに伴って役畜としての馬匹への需要、供給が増加し始めたことが、蹄鉄工の人数増加につながっているのではないだろうか。

他方、獣医の人数については、獣医を養成する教育機関の問題もあり、蹄鉄工ほどはその人数の増加を確保できなかったのではないだろうか。当時は北海道において獣医師を確保することがなかなか難しいことであったのだが、他府県から獣医師を確保するということがなかったのか、ということについて考えてみたい。それには、当時の我が国の獣医師制度とその歴史の変遷を確認することが、ヒントになると思われる。

明治 14 (1881) 年 4 月 7 日、農商務省が設立されたのを機会に、獣医衛生業務はその所管に移された。同年 12 月 31 日現在をもって、獣医数の全国調査が行われた。これによれば、全国の獣医数は 5,958 人であった。但し、この中には鍼治療、蹄鉄業を営む者も含んでいたため、果たして何人の獣医師が含まれていたかは、必ずしも詳らかではない。当時は、まだ漢方馬医が主流をなしていた時代である。

明治 18 年 8 月 22 日に、太政官布告第 28 号「獣医免許規則」並びに、「獣医開業免許試験規則」が制定され、翌明治 19 年から施行された。これによって、官公立学校において獣医学の卒業証書を得た者及び試験合格者に、農商務卿から開業免許が授与されることになった。しかし、新しい獣医学を修めた者がまだ少ない時代だったので、府県の実情に応じて、経験を経ることなく、履歴によって仮開業免許を授与することも認められ、二本立ての制度としてスタートしている。これによって、明治 20 年 12 月までに獣医開業免許の下付を受けた者は、全国で開業獣医師は 900 余人、仮免許者はこれのほぼ倍であった。

その後明治 23 年 8 月、「獣医師免許規則」は、法律第 76 号をもって改正されたが、これはその骨子が変わったのではなく、ただ罰則が強化されたもので、仮免許制度はそのまま残されていた。

この改正に伴い、「獣医免許試験規則」も改正され、従前からの試験科目に加え、新たに内科及び外科実習並びに蹄鉄学とその実習が追加された。また、「獣医蹄鉄工学則認可請求方」を公布し、広く獣医への道を開いた。これにより、駒場農学校の卒業生が世に送り出されて 10 年を経て、近代医学を取り入れた獣医学による獣医師養成時代を迎えることになったのである。修業年限は、獣医学校は満 3 年以上、蹄鉄学校は満 1 年以上となっていた。

大正年代から昭和年代になると、各地に獣医専門学校が設立されるようになり、獣医学教育は次第に高度なものとなった。昭和 14 (1939) 年以降は、専門学校卒業以上で獣医学を修めた者及び戦時特例による獣医手に、並びに獣医師試験に合格した者に獣医師免許が授与されることとなった。このようにして、獣医師の社会的地位は格段の向上を見たのである（以上、畜産史、1160～1162 頁参照）。

上述の通り、明治初期から昭和戦前期までの我が国の獣医師制度とその変遷から考えて、獣医師の確保については本州以南の各府県が先行していたと考えられるから、明治維新以降開拓に着手した北海道にあっては、獣医師確保に苦慮した際には他府県から獣医師確保を検討したことも十分考えられる。ただ残念ながら、このことを論証する論拠がないため、これはあくまで筆者の推測である。

それにしても、国の獣医師養成制度を知ることで少し驚いたことは、現在の装蹄師（蹄鉄工）の養成と獣医師の養成とが一体なものとして取り組まれていたということである。

再び表 12 に戻ろう。表 12 から分かるように、大正 10 年から同 15 年にかけて、獣医も蹄鉄工もその数が減少に転じているが、その理由は不明である。推測されることとしては、第一次世界大戦終結による反動不況が馬匹減少につながり、そのことが両者の数的減少の原因の一つになったのではないかと、ということである。

表 12 獣医と蹄鉄工

※ 数値は人数

		大正元(1912)	大正 5 (1916)	大正 10 (1921)	大正 15 (1926)
獣 医	本免許	250			
	仮免許	2			
	計	252	358	543	501
蹄 鉄 工	本免許	601			
	仮免許				
	計	601	828	1,288	1,004

出典：『第 24 回、第 28 回、第 33 回、38 回北海道廳統計書』より作成。

ちなみに、大正期の北海道において獣医を養成する教育機関として獣医学講座を設置していたのは、北海道帝国大学農学部（現北海道大学農学部の前身）のみであった。また現北海道大学農学部の獣医学科の起源は、東北帝国大学農科大学（前身は札幌農学校）時代の明治43年3月に設置された獣医学講座設置にまで遡ることになる。

明治末期から昭和初期にかけての本道における獣医の活動実態に関して、北海道後志管内蘭越町の郷土史家・故上野繁氏(1917～1976)は、その「郷土史」の中で次のような貴重な証言を残されている。著者の上野繁氏は、蘭越町内目名地区で農業を営んでいた方である。蘭越町は、渡島半島のほぼ付け根部分に位置する一部日本海に面する農村町である。

「明治末期頃より目名地区全般に馬が増加し、種々の病気や事故が発生したのであるが診療機関無く、大正時代より昭和初期に於いて針医者(はりい)が簡単な治療を実施して来たのである。当時の針医者としては、名駒の三浦明治、賀老の佐々木松三郎氏等が有名であった。／大正中期以降昭和初期に於いては、馬の病気として感冒性ナイラ並びに骨軟化症があり、農会に於いて診療及び予防のため、松村、山名、清野各獣医師が順次勤務し巡回診療を施したのである。」(上野繁『目名町郷土史』昭和46年8月、60～61頁——上記引用文中の斜線は、筆者による引用文中の行替えを示す。以下本書を「目名郷土史」と略記)。

上野氏の上記の記述からは、次のようなことが分かる。まず、大正初期においてこの地域にはまだ獣医師が存在せず、針医者(鍼医)が獣医師の代役としてその任に当たっていたこと。もう一点は、大正中期頃より、この地域にも獣医師が勤務医として来村できるようになり、馬匹を含む家畜の巡回診療に従事していたということ。ここで登場する針医者とは、鍼術(しんじゅつ)を専門として行う医者のことである。

また、郷土史名に付されている「目名町」とは、現蘭越町全域の中でその南西部地域一帯を占めるかなり広大な地域である。かつて蘭越町の前身である南尻別村の時代にこの地区は「中目名」と呼ばれ、その南側に隣接する「本目名」(現名駒)地区には村の戸長役場があった。

この度、上野繁氏著の『目名町郷土史』という大変貴重な史料を入手できた経緯についても記しておきたい。

令和3(2021)年10月中旬、筆者が馬に関する情報収集のため蘭越町役場農林水産課を訪れた際、同課職員である菅原圭一氏から故上野繁氏の御子息を紹介していたのである。この情報提供に基づき、筆者は馬に関する取材活動も兼ねて同年11月20日、御子息である三男の上野孝治氏(元蘭越町役場職員)宅を訪問させていた。そこで、御尊父である繁氏が地域内を丹念に取材しながらまとめた『目名町郷土史』を拝見させて

いただいたのである。

本書は、B5版上下二段組みで編集、印刷されており、前後編合わせて全篇134頁の郷土史である。その内容は、有史以前の目名町の自然地理環境から始まり、各種産業史、交通運輸史、教育史、宗教史、各種文化史をも含む、『蘭越町史』のダイジェスト版とも言えるべき大変立派な『郷土史』である。本書は、著者の上野氏が目名地区内に住む古老の方々や先輩諸氏に対する20年にわたる地道な訪問取材活動と、各種資料の収集とに基づき書き上げたものである。本書が対象とした年代は、当地の開拓初期に当たる明治29(1896)年から昭和46(1971)年までの75年間にわたっている。

なお、本書は上野繁氏による自家出版である。文字は鉄筆で丁寧に書かれており、地元の小学校へ依頼して謄写版で印刷してもらったそうである。

筆者は、御子息である上野孝治氏より本書をお借りし複写させてもらうことで、貴重な『目名町郷土史』を入手できた次第である。ここに記して、上野孝治氏と菅原圭一氏に感謝申し上げたい。

昭和期の北海道馬産史に入る前に、明治・大正期における北海道農業発達史を概観し、それがどのような性格を持つものであったのかについて考えてみたい。

昭和期の北海道農業発達史については、既に「旧開地域」、「新開地域」という市民権を得ている発達区分がある。

まず、旧開地域とは、戦前期に農地開発がほぼ一巡し、戦後に外延的な規模拡大を図ることができず、むしろ土地条件の優位性をもとに土地生産性を図ってきた地域である。これらの代表的地域は、石狩川流域の上中流域の中規模水田作地域、十勝の中央部畑作地域、網走の北見畑作地域である。

これに対し、新開地域とは、戦後の開発途上地域として農地開発や土地改良投資により外延的な拡大がなされ、さらに離農跡地の再配分により耕地規模拡大を図った地域である。

その代表的な地域を挙げると、「新酪」モデル事業に象徴される根釧・天北草地型酪農地域、大規模な湿地改良や層圧調整事業によって大規模畑作経営を実現した十勝周辺畑作地域・網走斜網畑作地域、国営かんばい事業と圃場整備事業によって大規模稲作を実現した石狩川下流域水田作地域である。(以上、岩崎徹・牛山敬二『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版会、2006年、50～51頁)。^①

^① なお、明治以降の北海道稲作発達史に限定した発達区分が外崎正次氏によって、以下のようになされている。

①明治初期から中期にかけての渡島、檜山等の道南旧開地域帯が本道稲作の中心であった時期、②明治中期から大正初期にかけての石狩、空知、上川等の本道稲作中核地帯が形成された

上記のような昭和期における北海道農業発達史上の地域区分に対応するような、明治・大正期における本道農業発達史上の地域区分はない。筆者は、明治・大正期の本道農業発達史にも旧開・新開地域と同様な地域区分ができないものかと考えてみたが、何らかの定義付けをして地域区分をするには、あまりにもその内実も実態も十全な形では整っていないことが分かり、当該年代の地域区分に関する概念規定については断念した。

あえて明治・大正期の北海道農業の性格付けをするなら、それは「交通手段の未整備、自然条件の過酷さ、農業技術の未成熟等に規定された農業」であったと言えるのではないだろうか。

そして、明治・大正期の北海道馬産史の特徴に限って言えば、それはかなりの部分において当該期に発生した日清・日露戦争や第一次世界大戦という「戦争に規定された馬産史」であったと言えるのではないだろうか。

4 昭和期の北海道馬産史

(1) 戦前期

戦前期の北海道馬産史を具体的項目ごとに概観する前に、明治末期から開始された既述の第一期拓殖計画に続いて策定、実施された第二期拓殖計画についてもその概要を見ておきたい。というのは、この第二期拓殖計画には牧畜業に関する振興計画が盛り込まれているからである。

本計画は、昭和2(1927)年から20カ年の計画期間を持ち、予算総額9億6,337万円という、昭和恐慌期から太平洋戦争まで続く長期大型の拓殖計画である。この計画策定の背景には、大正末期の米騒動や植民地米の流入という食糧問題と、慢性不況下の失業、農村の過剰人口の滞留という人口問題などの解決を北海道に担わせようとするねらいがあった。

大正末期に幕を閉じた第一期拓殖計画が開発の基本を土木事業中心の間接保護主義に置いたのに対し、第二期拓殖計画は産業振興重視の直接保護主義を掲げて計画作業が進められた。

主要目標は、①農耕適地158万haの懇成（内78万haを新規造成）、②牛馬100万頭の充実（経営形態別に配分）、③総人口600万人の達成（内移民は197万人）である。これら三目標の内②について述べると、これは大家

畜導入による有畜化と甜菜など耐冷原料農産物との結合、輪作導入による地力維持という北方農業確立への模索を目指したものであった。そして牛馬計画についても、大家畜の他に中小家畜（豚・綿羊・鶏）の導入を組み入れた。

第二期拓殖計画は、昭和恐慌、冷害や凶作、戦時体制という激動期にまたがる計画として、北海道の産業経済再編の根幹を模索した点に特徴がある。しかしその成果は戦争の影響もあって、当初の計画通りには進まず後退した。牛馬100万頭計画についても、計31万4千頭にとどまった。

こうしたことから、北海道の本格的再編成は、戦後から始まる一連の北海道総合開発計画に委ねられることとなる（以上、北海道大百科（下）、19～20頁参照）。

① 牧野確保政策

牧野は、畜産経営の主要施設の一つであり、放牧地・採草地の総称として用いられる。それは、牛馬の生産、飼養に利用されるが、特に馬産経営の成否を左右する重要な施設であった。昭和6(1931)年3月「牧野法」が制定されたが、同法に基づき放牧者、採草者が牧野の維持、改良を目的として牧野組合を結成すれば、政府はこれに対し奨励金を交付することとした。

続いて、昭和15年～17年にかけて、全国9個所に模範牧野及び国営牧野が設置された。これは、一般牧野の経営模範を示し、かつ民間飼養馬の委託放牧を行うもので、北海道には厚岸・美幌・標津の各国営牧野が設置された。

ところで、北海道馬産経営の性格が専門的なものから農家の副業的なものへと次第に変わりつつあったが、それでもなお全国的に見れば、大規模な民間牧場の数では北海道の比重が高かった。

更に他府県と比べた場合、北海道の馬産は、利用地域としてよりも生産地域ないし育成地域としての特徴を色濃く持っていた（以上、前掲書H、1128～1129頁参照）。

表13は、昭和戦前期における馬匹飼養戸数及び生産頭数を示した統計である。

まず、馬匹飼養戸数の推移を見てみると、1頭のみの飼養戸数が全体の約5割から6割程度を占めていることが分かる。馬匹の飼養頭数を何頭にするかということは、それぞれの飼養農家の経済状況や耕地面積等にも制約されると思うが、1頭のみの馬匹飼養戸数が最大の割合を示しているということは、決して安価ではなかった馬匹購入のことを考えると、当時の飼養農家は妥当な購入判断をしていたと言えるだろう。

その一方で、表13から分かるように、昭和戦前期に入ると馬匹を1頭のみではなく2～3頭飼養する農家も現

時期、③大正末期から昭和初期にかけての、網走、十勝等本道稲作限界地帯へ水稻栽培が進展した時期、④連続的冷害以降の中核地帯稲作の確立期、⑤第二次世界大戦後—新しい稲作方式の萌芽期の五期（発達史（上）、261頁）。

表 13 馬匹飼養戸数及び生産頭数

年次			昭和元年 (1926)	昭和 5 年 (1930)	昭和 10 年 (1935)	昭和 15 年 (1940)
飼 養 戸 数	1 頭		70,468	68,705	76,912	
	2 頭		28,358	35,741	38,295	
	3 頭又は 4 頭以上		13,805	20,695	21,063	
	5 頭以上		4,960	7,587	7,200	
	計		117,594	132,728	143,470	140,572
生 産 頭 数	和種	牝	595	363	220	
		牡	451	289	196	
		計	1,046	652	416	
	雑種	牝	17,219	23,760	24,174	
		牡	15,856	21,180	20,220	
		計	33,075	44,940	44,394	
	洋種	牝	592	1,115	1,718	
		牡	509	952	1,253	
		計	1,101	2,067	2,971	
	計	牝	18,316	25,238	26,112	
		牡	16,816	22,421	21,669	
		計	35,132	47,659	47,781	
馬匹総頭数			225,966	287,188	295,396	288,877

出典：『第 39 回、42 回、47 回北海道廳統計書』、『第 57 回北海道統計書』より作成。

れ始めたことを確認できる。こうした複数頭の馬匹を飼養し始めた農家の中には、それらを農耕馬として使用しながら、馬産に取り組んだ上で飼養した馬匹を販売する者も出てきたことを示している。

昭和 10 年から同 15 年にかけて飼養戸数が 3 千戸減少している背景には、日中戦争の開戦（昭和 12 年）による軍馬優先主義的な馬政を敬遠して飼養農家が馬匹飼養から撤退したことを意味しているのではないかな。

日中戦争の影響は、生産馬匹の馬種や生産頭数の推移からも看取される。生産馬種の中で最大の割合を占めているのは雑種であるが、この雑種も和種と同様、昭和 5 年から同 10 年にかけて減少している。ところが、洋種は昭和 5 年から同 10 年にかけて 900 頭余り増加している。このことは、馬体も大きく頑丈で馬力もある洋種が軍馬として需要されたことの反映であると考えられる。

昭和 5 年頃から終戦の昭和 20 年頃までは、満州事変（昭和 6 年）を契機とする中国東北部（満州）への日本の侵略戦争、そしてそれに続く日中戦争への突入（昭和 12 年）という戦時体制になったことが、とりわけ和種系馬匹の減少に影響を与えたものと推測される。

こうした戦局下において、有力な軍馬としてその戦力が認識されていた洋種系馬匹は、飼養頭数も生産頭数も共に増加傾向を示した。

同様に、馬匹総頭数も、昭和 10 年から同 15 年にかけては、6,500 余頭も減少している。

昭和戦前期における馬匹頭数のピークを表 13 から確認すると 295,396 頭を数え、そのピークが昭和 10 年だったことが分かる。

- 7 月 「馬政局官制」により農林省外局として「馬政局」復活
- 12(1937)年 軍馬補充部根室支部・釧路種馬所創設
- 8 月 「地域的役種別産馬方針」確定
- 13(1938)年 6 月 陸軍、馬政に関する要望事項を農林省当局に提示
- 7 月 閣議により「日満ニ亘ル馬政国策」決議
- 9 月 「馬政第二次計画」を改定し、「内地馬政計画及び実施要領」発布
- 14(1939)年 4 月 「種馬統制法」、「軍馬資源保護法」発布
- 16(1941)年 4 月 「種馬登録規則」公布

出典：『富国強馬』より作成。

上記法制史の中で、昭和 13 年 7 月に閣議決定された「日満ニ亘ル馬政国策」について、大瀧真俊氏は次のように述べている。

「1937 年(昭和 12) 7 月に始まった日中戦争が長期戦の様相を呈してくると、先にみた各地の長期的馬政計画では軍馬需要の急増に対応できないため、帝国圏全体による馬資源計画を新たに策定することが求められた。こうして 1938 年 7 月 12 日に閣議決定されたのが、次の「日満ニ亘ル馬政国策」である。」（大瀧「日満間における馬資源移動——満洲^① 移植馬事業 1939～44 年——」野田公夫編著『日本帝国圏の農林資源開発——「資源化」と総力戦体制の東アジア——』京都大学学術出版界、2013 年、109 頁——以下「日満間馬資源移動」と略記）。

昭和 12 年～20 年までの間に徴発された軍馬数は、敗戦で軍が解体されてしまったために正確な数値は失われてしまったが、およそ 60 万ないし 70 万頭に及んだもの

参考資料 D 日中戦争時代の軍馬関係法制史

昭和 11(1936)年 4 月 馬政第二次計画(昭和 11 年～同 40 年)発足

^① この「満洲」という表記は引用文献のタイトルとして記されたものなのでそのままの表記とし、これ以外の表記は「満州」とした。

と推測される（富国強馬、195 頁）。

それでは、日中戦争勃発後の昭和 14 年時点において北海道からは何頭位の移植馬が満州へ移出されたのであろうか。この点については、前掲の大瀧氏の資料によると、北海道からの移植馬購買計画頭数と購買実数が 2,400 頭、2,001 頭となっており、全国第 1 位である。第 2 位は、岩手県の 1,400 頭、1,298 頭である（日満間馬資源移動、116 頁）。北海道産馬がこれだけ多く需要された背景としては、当時の満州農業移民が特に道産馬の移入を切望したことがある（日満間馬資源移動、121 頁）。満州農業移民にとっても、道産馬の優秀さがそれだけ強く認識されていた証左であろう。

更に大瀧氏は当時の満州移植馬事業に触れ、「また価格のみでなく、農家は軍馬としての徴発や購買には応じるものの、直接の軍用でない移植馬としての購買には中々応じないという問題も生じていた」と記し、この事業計画推進も容易には進展し得なかったことを指摘している（日満間馬資源移動、116 頁）。ここで言う「価格のみでなく」とは、馬産農家が所有馬に対する高い購買価格を要求したことを意味している。

いずれにせよ、日中戦争勃発以来、我が国が戦場に送った馬は未曾有の多数に上り、国内の馬匹資源は相当減少してきて、産業上の打撃はもとより軍馬の供出すら危ぶまれるような状態に立ち至っていたのである。

こうした状況に危機感を抱いた陸軍を中心とする政府首脳は、上記法制史にある「内地馬政計画及び実施要領」を急きょ発布し、さらに「種馬統制法」、「軍馬資源保護法」をも発布するに至るのである。それはまさしく、「国防馬政」と呼ぶにふさわしいものであった（富国強馬、189～190 頁参照）。

② 畜産組合

既述のように、昭和元（大正 15）年 6 月の「畜牛馬匹奨励規則」により、特に畜産組合は政府の低利資金を導入しており、そのため組合財政は豊かになったが、その反面放漫経営を行って司法事件になったものも 2、3 件にとどまらなかった。特に昭和初期は、凶作・不況期に際会したため畜産組合の受けた打撃は大きく、空知地方を除いて全道の組合は全て失敗であったとも言われている。

こうした組合経営不振の積極的解決策として登場したのが、牛に関しては牛乳割の創設による種牡牛補充統制計画の普及であり、馬に関しては幼駒割創設・種牡馬統制計画に伴う生産馬の販売改善、馬価格の回復であった。後者が幼駒総出場制度と言われるもので、所有者に対し生産した幼駒（明二歳以下の馬）を所属組合が開設する家畜市場においてセリ売に付す義務を課し、その義務を

果たしていない幼駒の自由な売買・交換・譲渡を禁じるというものであった。これによって馬商（馬喰）の不当な買取りを防止し、馬価の上昇防止や取引の公正化を図ろうとした。この際、販売利益の一部を幼駒割として賦課し、それによって逆に種牡馬の補充統制を行おうとしたのである。

元々この幼駒総出場制度は、昭和 3（1928）年釧路畜産組合が先鞭をつけたもので、日高・十勝等もこれになっていたが、いずれも組合経理が不適切だったり、幼駒出場率が振るわなかったりして、法的規制の必要性が唱えられていた。その実現には困難な過程があったが、昭和 12 年の日中戦争を契機とし、軍用馬確保を大義名分として同 13 年 1 月庁令「幼駒糶売規則」（第 6 号）が発出され、生産駒の販売統制が実現した。

これは画期的な制度であり、その実施成績も良好で畜産組合は非常な活況を呈するまでに至った。その成功の最大の原因としては、本制度が馬価格高騰という絶好の時期に誕生し、馬商（馬喰）を家畜市場に集めるのに困難がなかったことが挙げられる。これは、後の軍馬確保を中心とした馬政推進の基盤として、更に馬の価格統制や配給調整等戦時経済政策の一環ないしはその先駆的形態として評価されるものである（以上、前掲書 H、1131～1132 頁参照）。

昭和期に入ると、家畜市場も定期・臨時市場共その数が増え始め、市場開催数も年間 200 回以上にまで達していることが分かる。

また表 14-(2)からは、次のことが分かる。昭和 5 年のデータから、同年の家畜市場へのお出頭数に対する販売頭数の百分比を算出すると、その販売率は約 63.6%となり、この頃になるとかなりの高い確率で市場へお出させた馬匹を販売することが可能となっていることを窺わせる。

また表 14-(1)、(2)からは、昭和 5 年の開催市場数が 102（定期 21、臨時 81）、売買頭数が 18,783 頭（牝 7,726、牡 11,057）という数字を看取することができ、これに対する牛馬商の取扱い数は、『新北海道史』第五卷通説四（前掲書 H、340 頁）によれば、34,761 頭となっている。この数値から、同年 1 人当たりの牛馬商が取り扱った牛馬はおよそ 1.85 頭となり、1 人の牛馬商で 2 頭近い牛馬の売買に関わっていたことになる。ただここで言うところの牛馬商取扱いの 34,761 頭という数字は、おそらく 1 人の牛馬商が牛馬の売買に関わったその延べ取扱件数を示しているものと思われる。1 人の牛馬商が 2 頭近くの牛馬売買に関わったとしても、全ての売買が成立する訳ではないからである。

こうして畜産組合の活動は軌道に乗ったのであるが、折から農業団体の統合問題が起こり、畜産組合もその対象となった。その結果、馬関係の組織は昭和 17 年産馬

表14 昭和戦前期の家畜市場

(1) 常設・定期・臨時市場(馬)

年次 市場		昭和元年 (1926)	昭和5年 (1930)	昭和10年 (1935)
常設市場数		1		
定期市場	市場数	17	21	26
	開催数	64	115	58
臨時市場	市場数	70	81	73
	開催数	143	147	141

出典：『第39回、42回、47回北海道統計書』より作成。

(2) 馬匹家畜市場

年次	出場頭数		販売頭数		販売価額(円)		価額合計(円)
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	
1926	9,203	16,055	4,371	7,530	787,716	1,241,795	2,036,695
1930	13,597	15,955	7,726	11,057	753,629	1,075,401	1,829,807
1935	14,406	19,096	10,370	12,246	907,769	1,477,175	2,414,883

出典：『第39回、42回、47回北海道統計書』より作成。

畜産組合及び北海道産馬畜産組合連合会となった。更に、同18年3月の「農業団体法」に基づき、馬関係の組織は同19年3月より「畜産組合法」が「馬匹組合法」と改められ、産馬畜産組合は馬匹組合と改称された。これに続いて、道段階には北海道馬匹組合連合会が出来、更にこの連合会は同17年1月に中央に全国組織として設立されていた日本馬事会の会員となって系統化された。そして他の牛・羊・豚等の畜産組合は、農業会の中に統合されたのである。馬のみ特別扱いされたのは、馬を兵器とみなす馬事関係者の主張が陸軍によって強く支持されたことによるとと思われる(前掲書H、1132～1133頁参照)。

昭和初期、従来郡単位で設立され乱立ぎみだった畜産組合(大正10年末、33組合)は支庁単位に整理され、昭和8年末には20組合となっている。この他に、連合組織として北海道畜産組合連合会(畜連)があった。昭和8年の馬匹飼養戸数は142,976戸、総馬匹頭数は296,239頭であったから、牛馬飼養者の大部分が畜産組合に加入していたと言える。しかし加入者の内訳を見ると、馬匹飼養者の方が圧倒的に多く、また牛飼養者は次第に酪農組合や産業組合等の活動の比重が増したから、一般的には畜産組合の活動が馬中心であったことは前時代と同様であった。

畜産組合は自ら種牡馬を所有し、また国有・道有の種牡馬を借り、地域の馬に交配して馬匹の改良を図った。北海道全体の畜産組合による種牡馬の所有頭数も大正末から増加し昭和5年には410頭に達したが、これは全道の種牡馬数1,716頭の約24%であった。他の種牡馬所有者は、民有が46%、国有が21%、道有が10%の比率であった(以上、前掲書H、343～344頁参照)。

③ 軍馬生産第一主義の馬匹政策

昭和11(1936)年、政府は、満州事変(1931.9.18～1933.5)以後の諸情勢を考慮して引き続き馬政第二次計画(昭和11～20年を第一期とし、21～40年を第二期とする30カ年計画)を策定した。そして、本計画の強力な推進、実施を図るため、大正12(1923)年以来廃止されていた陸軍省馬政局を昭和11年7月、農林省の外局として復活させた。

第二次計画は、「第一次計画を承継し、国防上必要なる有能馬特に有能乗鞍馬の充実を目標とし」と定められているように、既に後の軍馬政策の色彩が濃厚であったが、日中戦争(1937.7.7～1945)への突入を契機として馬政は軍馬中心の方向へ一挙に進むことになった。これにより、従来の軍事と産業との両面にわたった産馬方針は、後者をほとんど無視した軍馬第一主義へと改変されたのである。

この結果、前述の「馬政第二次計画」は廃止され、代わって「内地馬政計画及び実施要領」(昭和13～20年)その他が定められた(以上、前掲書H、1124～1125頁参照)。

このような馬政に関する基本政策の転換に伴って、法制上の整備をはじめ関連施設や事業にも新たな展開がもたらされた。その施策の第一は、昭和14年4月の「種馬統制法」及び「軍馬資源保護法」の制定である。

「種馬統制法」は、馬匹改良の根幹たる種馬の整備と配合の統制を行い、馬の改良、増殖を図ることを目的とした。

本法の要点をまとめると、以下の二点になる。

- (1) 馬の種付事業は政府が独占的に管掌するが、道府県、畜産組合、同連合会その他政府が認めた団体に限り、許可を受ければ種付けを行うことができることとした。

(2) 政府は、公有・民有の牡馬を候補種牡馬ないし種牡馬に決定し、原則として種牡馬は全て国が所有するものとした。そのため政府は、毎年民有の候補種牡馬を購入することとした。

このように、本法は馬産の国定管理法とも言える内容を持っていたことが分かる。

他方、「軍馬資源保護法」によれば、まず政府は市町村吏員の立ち会いの下に毎年馬の検定を行い、合格した馬を軍用保護馬に指定した。更に、軍用保護馬の確保のため、検定合格馬及び軍用保護馬は、政府の許可なしに移輸出することが禁止された。

以上のようにして馬産統制ないし軍馬政策は進行したが、それに対応して中央馬政機関として馬政局があり、その実行機関として全国に種馬牧場その他があった。北海道は馬産地としての重要性から、東北地方と共に各種施設の充実が図られていた。特に軍馬に関しては、その供給・育成・購買を行うための機関として軍馬補充部があり、大量の軍馬の補充を行った。北海道には、軍馬補充部の所属組織として川上支部、釧路支部、十勝支部、根室支部があった（以上、前掲書 H、1125～1128 頁参照）。

戦時下の馬産の推移を示すデータ（「戦時下の馬産の推移」昭和 18 年度「北海道経済事情概要」）によれば、大量の軍馬徴発及び購買が行われた昭和 16 年を除いて、飼養戸数の減少にも拘わらず総頭数及び生産頭数は順調な伸びを見せ、からくも戦前の水準を維持していたことを知りうる。かつその価格の高騰は激しく、昭和 11（1936）年を 100 とすれば同 18 年は 623 に達している。これは、戦時下の輸送手段の不足から来る馬匹に対する需要増や軍用馬需要等が主な理由であった（前掲書 H、1130～1131 頁参照）。

「軍馬」とはその用役の違いにより、次の三種類に区分される。

- ① 乗馬（騎馬）：軍人が乗るスピード重視の馬。
- ② 輓馬：輓曳能力重視の砲兵牽引用馬。
- ③ 駄馬：様々な地形を踏破して軍事物資を運搬する負担能力と持久力とを兼ね備えた馬。

（富国強馬、19 頁、46 頁参照）。

表 15 は、昭和 5 年時点における北海道全域に存在した獣医と蹄鉄工の人数を示したものである。「蹄鉄工」という呼称は昭和 7 年発行の『第 42 回北海道廳統計書』においても使用されており、この時点においてはまだ「装蹄師」という呼称は使用されていない。

昭和 5 年頃になると、北海道内各地域へも主要幹線鉄道網がほぼ敷設され（前掲「参考資料 I」参照）、道内各地域への本州各府県からの入植者が増加するにしたがって、道内各地域が精力的に開拓される時代に入ったと推測される。

表 15 獣医と蹄鉄工（昭和 5 年）

※ 数値は人数

行政区	獣医	蹄鉄工
石狩	14	61
空知	77	137
上川	76	126
後志	23	49
松山	8	19
渡島	19	42
胆振	20	47
浦河	13	47
河西	73	98
釧路国	19	23
根室	10	13
網走	65	130
宗谷	14	19
留萌	20	50
札幌市	2	14
旭川市	6	13
小樽市	6	16
函館市	13	23
室蘭市	1	3
釧路市	3	3
合 計	482	933

出典：『第 42 回北海道廳統計書』より作成。

従って、こうした全道諸地域の開拓が進展するにつれて、これらの地域への入植者も大きく増加した結果、空知・上川・河西（現十勝）、網走の諸地域における獣医、蹄鉄工という専門の人材が大きな伸びを示したと思われる。

この昭和 5 年時点においても、北海道内に存在した獣医を養成する教育機関は、北海道帝国大学農学部獣医学講座のみであった。現在の北海道大学農学部には獣医学科が正式に設置認可されたのは、戦後の昭和 24 年 4 月 1 日のことである。

その後、北海道大学に続いて、北海道には帯広畜産大学（昭和 24 年創立、前身は昭和 16 年創立の帯広高等獣医学校）、私立酪農学園大学（昭和 35 年創立、前身は昭和 8 年創立の北海道酪農義塾、同大学獣医学科の設置認可は昭和 39 年）が創立され、獣医養成機関として貢献している（以上、「北海道大百科（上）」320～330 頁、「北海道大百科（下）」882 頁参照）。

ここで、現帯広畜産大学の前身となった帯広高等獣医学校創立の背景について触れておきたい。そこからは、戦前期北海道における馬匹と獣医確保とをめぐる切迫した状況を窺い知ることができるからである。

昭和 10 年頃から、帯広市と十勝郡農会とが中心になって、十勝地方に専門学校の高等農林学校を設置するための本格的な運動が展開された。当時、日中戦争の進展に伴い、食糧増産と畜産振興とが国策上急務とされ、特に軍馬を確保するため、専門技術者の養成は喫緊の課題であり、全国一の馬産地、十勝地方は格好の立地条件を備

えていた。こうした背景のもとに昭和16年4月、河西村(現帯広市)に農場、牧場を含めて80haという広大な敷地を持つ帯広高等獣医学校が公立としては全国で初めて設置されたのである(以上、「北海道大百科(上)」329～330頁参照)。

『北海道統計書』において獣医と同列に並べられその数値が掲載された蹄鉄工についても、簡単に触れておきたい。蹄鉄所とか蹄鉄工とかについて書かれたものはきわめて少ないと思われる。そういう中で、本稿を作成する過程で読むことが出来た文献として河崎秋子氏の短編小説集『土に^{あがな}贖う』(集英社、2019年)を挙げたい。本書は全七編の短編小説を編み、単行本として発刊されたものである。その中の一編である「うまねむる」は、ある1頭の馬をめぐる装蹄所を営む蹄鉄工の父とその息子とにまつわるショート・ストーリーである。

本短編小説の舞台となっているのは、昭和35年の札幌市近郊の江別市である。

「『鈴木装蹄所』という看板が掛けられた木造の家には、広い土間が設けられていた。真ん中には太い柱が四本立てられている。その柱の間に、筋骨隆々とした大型馬が保定されている。左の脚が蹄の裏側にさらすように折り曲げられ、柱のうち一本にしっかりと縛り付けられていた。」(上掲書、162頁)

「馬の後ろでは父の陽一^{よういち}がやっここで押さえた蹄鉄^{ていてつ}にギン、ギンと音を立てて金槌を振りおろしている。橙色に焼けていた鉄は徐々に温度を下げて白くなり、すぐに普通の鉄色を取り戻す。それまでに手早く叩いて蹄鉄を馬に合った形へと変える。

「よし。いいな」
額を流れる汗を拭うこともないまま、陽一は再び蹄鉄^{かま}を窯にくべる。ふいごで幾度か風を送り火力を強めると、またすぐに蹄鉄は真っ赤に焼けた。それを、やっここで掴んで馬に近寄る。」(上掲書、163頁)

「雄一が馬の鼻面を撫でてやっているうちに、父は熱した鉄を蹄の裏側へと押し付けた。とたんに、じゅうという音と共に白い蒸気が上がる。土間には髪の毛を焼いたような臭気が充満した。」(上掲書、163頁)

「馬に関係する商売も花盛りで、馬^ば喰、馬具屋、櫓屋などがあり、特に装蹄師は馬の働きに直接関係があるため、重宝されている。彼らは単に馬に蹄鉄を装着するだけではなく、爪を削って歩行の癖を改善したり、病気を事前に和らげたりと、馬の健康管理のためにも重要だった。」(上掲書、165頁)

小説中で描かれている上記の引用箇所を通して、蹄鉄工という職人の仕事がどのようなものかをほぼ想像できるのではないだろうか。⁽²⁾

それでは、獣医の養成が教育機関でなされたのに対して、蹄鉄工の養成はどのようになされたのであろうか。そのヒントとなる一節が、同短編小説の中にある。

「十勝で装蹄を学んだ父・陽一は、独り立ちしてここ江別で装蹄所を開いた。腕が良いため、何人も弟子志願者が訪れるが、妻が一人息子の雄一を産んだ際に亡くなっていたため手が回らず、住み込みにさせる訳にはいかない。」(上掲書、165頁)

こうしたことから、蹄鉄工の養成は職人としての親方が担い、蹄鉄工志願者は親方の元に弟子入りし、そこで修行を積むことで一人前の蹄鉄工として独り立ちする、というような一種の徒弟制度的なシステムになっていたのではないだろうか。

河崎秋子著『土に贖う』は、2020年第39回新田次郎文学賞を受賞したことを付言しておきたい。

④ 畜産試験機関の変遷

最後に、戦前期における畜産試験機関の変遷について概括しておこう。

昭和11(1936)年、拓殖費による新規事業として畜産試験所がその後新設され、また農事試験場に畜産部が設置され、まもなく種畜場用地内で事業が開始された。昭和17年4月、北海道農事試験場(琴似)、北海道種畜場(真駒内)、北海道種羊場(滝川)は併合され、新たに農畜一体の総合的な試験を目指す北海道農業試験場として設置された。その試みは画期的であったが、戦時下のことであり、その事業はもくろみ通りには運ばなかったようである(前掲書H、1136頁参照)。

七氏開業し、昭和7年阿部友治氏も開業現在に至る^{ななしに開業し、昭和7年阿部友治氏も開業現在に至る}」(目名郷土史、38頁一傍点は筆者)、とある。

このことから、目名地区には昭和40年代前半頃まで装蹄所があったことを窺わせる。上掲郷土史の出版が、昭和46年だからである。

筆者は昭和30年代初期から同年代末まで小学生時代を送ったのであるが、小学校へ通ずる道路の左側には装蹄所があった。好奇心から、筆者は登下校中しばし足を止めて、蹄鉄工による作業の様子や馬を眺めながら通学したことを覚えている。

装蹄所があった地区は、上記の目名地区とはほぼ逆方向に当たる蘭越町東端部一帯に位置する、ニセコ町と隣接している「昆布^{こんぶ}」という中山間地区である。

『土に贖う』の作者・河崎秋子氏が「うまねむる」の短編小説の舞台として設定した昭和35年の江別市内の装蹄所と筆者が同年代に観た装蹄所とは、ここで符合することになる。このことから、昭和30年代の北海道内の農山村地区には、最低でも数軒の装蹄所があったことが推測される。

⁽²⁾ 前に掲出した上野繁氏による『目名町郷土史』の中にも蹄鉄工に関する記述があり、そこには「蹄鉄工場は明治40年佐々木嘉

(2) 戦 後 期

① 戦後馬政の転換

「馬も兵器」の掛け声で強行された軍馬政策は、敗戦によって挫折した。戦時中の軍馬政策を支えた二大馬匹統制法のうち、まず優秀軍馬の確保・徴発を目的としていた「軍馬資源保護法」は昭和20(1945)年11月廃止され、次に国が馬の種付けを独占しその改良、増殖を図った「種馬統制法」は、昭和23年7月「種畜法」の制定に伴って廃止された。この牛馬中心の種畜法も昭和25年5月の「家畜改良増殖法」に取って代われ、ここでは改良対象の家畜に綿羊・山羊・豚が加わり、馬も家畜一般の規定によることとなった。こうして、馬格改良制度は次第に後退したのである。

多数の種牡馬、繁殖牝馬を飼養していた種馬牧場、種馬所や、軍馬の育成を行っていた広大な軍馬補充部等は制度改正もしくは廃止の運命をたどり、種牡馬をはじめとする飼養馬の数は著しく減少した。

また官民牧野の農地解放による打撃もあり、更に独自の馬事系統団体として農業会からも独立していた中央馬事会（昭和21年日本馬事会改組）・北海道馬匹組合連合会・各地馬匹組合も昭和23年7月以降自主解散し、改めて畜産農協等へ配属、組織されるに至った（以上、『新北海道史』第六卷通説五、1977年、623～624頁参照——以下、本書を「前掲書Ⅰ」と略記）。

このように戦後馬政は大きく後退したが、それに対し

昭和22年1月、中央馬事会は「馬事推進5カ年計画」を立て、総馬数150万頭を目指す各種の方針を打ち出し、また同年5月農林省の畜産審議会では、「畜産復興5カ年計画・馬の増殖対策」を作成したが、いずれも具体的な実現を期することが出来なかった。更に昭和26年6月農林省は「馬の改良及び生産方針」を作成し、軍用馬育成から「農馬を主とする産業適格馬の育成」へと方針転換を明確にして各知事宛に通達した。この方針の目標総馬数は120万頭、生産頭数は12万頭であり、これに回答した北海道の策定数値ではそれぞれ32万頭、8万頭とされた。しかしこれらの数値は、やはり後の実績から見て過大なものであったことが分かる（前掲書Ⅰ、624頁参照）。

ところで、以上のような馬政の混迷や馬事関係施設の後退にもかかわらず、馬産自体は必ずしも直ちに衰退した訳ではなく、少なくとも北海道では昭和20年代を通してまだ戦前期の馬匹頭数、生産頭数を維持していたが、昭和30年前後頃を境に減少に転じ、劇的な減少を示すのは更に後のことであった。終戦直後は飼養条件の悪化や需要増加のため農耕馬、輓馬共に不足し、価格が高騰したため馬の増産は必要であった。そして軍馬需要の消滅も馬の不足を補うものではなかった。ちなみに軍馬政策は、徴発馬の数よりも馬格等の面で民間の馬産農家に対して様々な悪影響を与えたと言われている（前掲書Ⅰ、624～625頁参照）。

まず表16から、昭和戦後期において馬匹飼養頭数がピークに達したのは昭和30年であったことが分かる。

表16 馬匹飼養戸数及び飼養頭数

年次		昭和21年 (1946)	昭和25年 (1950)	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)
飼養戸数		138,047	156,343	159,681	154,345	109,255	59,974
飼養頭数 (牝)	当歳						
	明二歳	26,448					
	明三歳	18,139					
	明四歳以上	155,936					
	計	200,523	210,737				
飼養頭数 (牡)	当歳						
	明二歳	18,683					
	明三歳	7,882					
	明四歳以上	26,896					
	計	53,461	71,179				
総飼養頭数		253,984	281,916	293,588	238,754	145,434	81,521

出典：『第57回、59回、64回、69回、74回、79回北海道統計書』より作成。

表17 馬匹生産頭数の推移

※（ ）内の数値は推計値

年次	昭和21年 (1946)	昭和25年 (1950)	昭和30年 (1955)	昭和35年 (1960)	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)
牝	21,438					
牡	19,535					
計	40,973	48,891	(55,195)	(41,304)	(22,979)	(11,658)

出典：『第57回、59回北海道統計書』より作成。

北海道内全域の町村別の実態を全て調査した訳ではないが、馬匹飼養頭数の実態については、この昭和30年頃をピークとしてその後は徐々に減少していったと考えてはば間違いないであろう。

ちなみに、後志管内蘭越町における馬匹飼養頭数のピークは昭和30年の1,863頭で、隣町のニセコ町のピークは昭和28年の1,136頭である(『新蘭越町史』194頁、『ニセコ町史』356頁、『ニセコ町百年史上巻』416頁)。

表16と同一年次における馬匹生産頭数を示している表17とを比較対照してみると、飼養頭数、生産頭数共にピーク年の昭和30年へ近づくにつれてそれら両数値は徐々に上昇し、ピーク年の昭和30年を過ぎると逆に徐々にその数値は下降線をたどっている。

なお、表17の昭和30年、同35年、同40年、同45年の馬匹生産頭数の統計数値は、推計値である。その理由は、昭和30年から同45年までの5年ごとの統計数値を『北海道統計書』から取得することができなかったからである。

昭和30年から同45年までの5年ごとの馬匹生産頭数の推計値は、以下のように考えて算出した。

表17の昭和21年における飼養馬匹頭数に対する同年の馬匹生産頭数の百分比(16.1%)を出し、同様に昭和25年における馬匹生産頭数の百分比(17.3%)を出す。昭和21年から同25年までのこの4年間における馬匹総頭数に対する馬匹生産頭数の割合は16.1%から17.3%まで上昇し、年率換算にすると、その生産頭数割合は $(17.3 - 16.1) / 4 = 0.3$ となり、年間0.3%ずつ上昇すると仮定した。

上記の算出数値から、年間0.3%ずつ生産頭数が上昇すると仮定すると、5年間で1.5%上昇し、逆にピーク年の昭和30年を過ぎると5年ごとに生産頭数割合が1.5%ずつ減少すると仮定して算出した数値が表17の推計値である。

もう少し上記の推計値算出方法について説明しておきたい。昭和30年以降同45年までの5年ごとの馬匹生産頭数を未知数 x として考える。その上で表16で示された各年度ごとの総馬匹飼養頭数と、昭和25年以降の5年ごとの総飼養頭数に対する馬匹生産頭数の割合(昭和25年以降 $\pm 1.5\%$ ずつ増減する小数化した数値)との二つを既知数として考えて算出した。

なお、推定換算値を用いて算出したピーク年の昭和30年における馬匹生産頭数の総馬匹頭数に対する百分比は、18.8%である。

② 馬政機関の変遷

道内の馬政機関の変遷を見ると、昭和21(1946)年5月の官制改革によって従来の種馬牧場、種馬所等は種羊場

等の各種家畜改良機関と統合されて総合的種畜牧場となり、家畜の改良、繁殖のため種畜、種禽の配付や依頼種付け等の事業を行うことになった。まず日高種馬牧場は日高種畜牧場となり(昭和35年度の繁殖種畜は中小型農馬)、十勝種馬所、北海道種馬育成所は十勝種畜牧場となった(同35年度の繁殖種畜は、黒毛和種・日本短角種役肉牛、大型農馬、コリデール種綿羊)。昭和20年時点における両牧場の種牡馬は293頭であったが、昭和31年には42頭に激減していた。

宮内省の新冠御料牧場は昭和22年4月、農林省の主管となった。そして昭和24年4月に、同御料牧場は70余年の歴史と伝統を持つ馬産を廃止し、種牛の生産牧場となった。

この他、胆振・根室・北見・釧路の各種馬所は同21年5月それぞれ種畜牧場となり、同24年5月には廃場となった(以上、前掲書I、624～625頁参照)。

③ 戦後馬政転換後の北海道馬産

その後の北海道馬産の推移を見てみると、そのピークは昭和30(1955)年頃であったことが分かる。

馬の総頭数では、昭和28年をピークに以後多少の起伏を経て漸減していくが、昭和35年を過ぎると年間1万頭ずつ減少し、更にその勢いが加速され、同49年には53,537頭となり、最盛期の30万頭に比べるとその衰退ぶりが著しい。これはもちろん全国的な傾向であり、他府県の減少は一層甚だしかった。生産頭数の大勢もまた同様の後退を示し、馬産地北海道は今や見るかげもない状況に立ち至った(前掲書I、626～627頁参照)。

このような状態をもたらした原因は様々であったが、その最大のものは産業用輓馬に対する需要減であった。まず都市部における自動車の普及によって荷馬車や冬の馬橇が駆逐され、道路事情の好転とも相まってそうした情勢変化は農村部にも波及した。しかし、耕耘機やトラクター等の農業機械が普及し始め、それまで最大の需要対象であった農耕馬を失ったことが最大かつ決定的な原因であった。

これらの諸変化は全国的な傾向であり、道外の方がその傾向が先行していたから、生産馬の半数以上(昭和27年前後で、産駒5,6万頭に対し移出馬は3万頭と言われた)を移出していた繁殖・育成地としての性格を持つ北海道の馬産が受けた打撃はきわめて大きかったと言える。

しかしながら、以上のような馬匹生産の状況の中でも、戦後の昭和30年前後辺りから新たな動きが見られ始めた。血腫別種牡馬頭数の推移とその構成比(発達史(下)、1314頁)とを見てみると、戦前期とは大きく変わって農用馬の重種馬が大きな割合を示すようになり、また軽種

馬の比重も大きくなってきたのである。

重種馬ではフランス原産のブルトン種が輸入され、同国原産のペルシュロンに代わって増加した。重種馬の比率上昇の要因としては、北海道内農家によるそれに対する相対的需要増と、肉用馬の需要増加とが指摘されている。更に軽種馬の増加も看取されるが、これは戦後復活した競馬の隆盛を背景にしたものであった（以上、前掲書Ⅰ、627～628頁参照）。

④ 戦後における農機具の普及過程

既述の通り、北海道においては昭和30(1955)年頃及びその前後をピークとして馬匹飼養頭数とその頂点に達し、その後は減少傾向をたどることになる。

こうした傾向に陥った要因としては、次のようなことが考えられる。

第一に、自動車の普及に伴い、これまで様々な荷物を運搬したり、牽引したりする役畜として使用されてきた馬匹に対する需要が減退し始めたこと。

第二に、農機具の開発、普及に伴い、農耕馬に対する需要が徐々に低下し始めたこと。

第三に、良質な化学肥料の開発、普及により、堆厩肥をもたらず馬匹の利用価値が低下したこと。

上記のような馬匹を取り巻く環境の変化により、これまで馬車で様々な荷物、時には人間を運んできた馬匹に代わって小型トラック等の自動車が使用されるようになる。また、農作業の省力化に大きく貢献するようになる様々な種類の農機具の開発、普及により、そうした農機具に対する投資が可能な農家から徐々に馬匹使用から農機具使用へと、経営方針の転換がなされるようになる。

表 18-(1) 農機具の所有台数（昭和22年）

所有者の別	農機具の種類		所有台数
農家の部	原動機	電動機	8,225
		石油発動機	21,498
	動力作業機	脱穀機	30,241
		麦摺機	436
		粃摺機	13,816
	その他の農具	畜力用犁	213,878
鋤		943,321	
鎌		805,352	
準農家の部	原動機	電動機	99
		石油発動機	132
	動力作業機	脱穀機	142
		麦摺機	8
		粃摺機	55
	その他の農具	畜力用犁	867
		鋤	12,423
		鎌	8,648

出典：『第57回北海道統計書』より作成。

※ この『第57回北海道統計書』で初めて農機具台数統計が発表された。

表 18-(1)は、『第57回北海道統計書』に初めて発表された農機具所有台数統計である。この『第57回統計書』は、戦後の昭和26年3月に刊行されている。

本書に初出の農機具所有台数統計には、戦前期の昭和16年～同20年までの統計数値も掲載されているが、ほとんどの項目がデータ不詳となっていて、データがあっても4～5項目程度に過ぎず、きわめて部分的なデータにとどまっていた、その利用価値は低い。しかし、表 18-(1)は、農機具全般にわたっての初めての網羅的な統計として発表されたものである。

表 18-(1)の分析に入る前に、次のことを確認しておきたい。それは、次のことである。前に触れた表 17の馬匹生産頭数の推移の中で、馬匹生産頭数が『北海道統計書』に掲載されたのは昭和25年度分までのもので、翌年以降に刊行された『北海道統計書』には、馬匹生産頭数の統計数値は登場しなくなる。馬匹生産頭数のデータが最後に発表、掲載されたのは、昭和28年2月刊行の『第59回北海道統計書』である。

ということは、この『第59回統計書』が刊行される2年前に刊行された『第57回統計書』において、既に馬匹に対する需要低下は今後避けられないという状況を見越した上で、当時の北海道庁の統計書発行部署が馬匹生産頭数統計に代えて、農機具所有台数統計の発表、掲載に方向転換したのではないだろうか。

また、前掲書E（『北海道百年《中》』）には、「昭和24年に馬匹生産が中止になる……」（27頁）、との記述があることから、北海道庁が畜産政策の一環としての馬産を昭和24年に中止決定したことが、統計発行部署が昭和26年度以降の馬匹生産頭数統計の発表を取り止めるという判断をする契機になった可能性がある。

それでは、表 18-(1)の分析に入ることにしよう。この統計数値は、昭和22年時点のものである。農家の部において鋤、鎌を除く所有台数の多い農機具は、石油発動機、脱穀機、粃摺機、畜力用犁である。

本表から、昭和22年当時、脱穀機や粃摺機、麦摺機を作動させる主要動力源として使用されたのが、石油発動機であったことが分かる。他方、農具としての鋤、鎌もかなりの台数が所有されていたことは、農機具の普及が緒についたばかりの昭和22年当時としては、当然の状況であったと考えられる。

次に表 18-(2)を見てみよう。本表からは、昭和35年から同38年頃になると、動力耕耘機や農用トラクターも普及し始めていたことを窺い知ることができる。動力耕耘機と農用トラクターの所有台数を比較してみると、この時代ではトラクターの所有台数よりも動力耕耘機の方がまだ圧倒的に多いことが分かる。

当時の日本は、いわゆる「高度経済成長期」に入ったばかりの頃であり、農家各戸の農業所得も未だ発展途上

表 18-(2) 農機具の所有台数 (昭和 35 年・昭和 38 年)

所有者別農機具の種類				昭和 35(1960)年	昭和 38(1963)年
動力耕耘機	個人所有	駆動型	農家数 台 数	9,169 9,192	32,882 33,126
		牽引型	農家数 台 数	3,031 3,051	11,584 11,712
	共同所有	駆動型	農家数 台 数	1,723 787	4,208 1,854
		牽引型	農家数 台 数	298 144	1,164 494
農用トラクター	個人所有	所有実戸数と 台数	農家数 台 数	1,113 1,133	3,150 3,227
		30 馬力未満	農家数 台 数	801 808	1,930 1,943
		30 馬力以上	農家数 台 数	322 325	1,262 1,284
	共同所有	所有実戸数と 台数	農家数 台 数	558 205	4,175 1,074
		30 馬力未満	農家数 台 数	223 83	806 258
		30 馬力以上	農家数 台 数	353 122	3,486 816

出典：『第 72 回北海道統計書』より作成。

表 18-(3) 農機具の所有台数 (昭和 42 年)

所有者別農機具の種類			所有台数
動力耕耘機	個人所有	農家数 台 数	68,832 69,878
	共同所有	農家数 台 数	3,364 1,578
農用トラクター	個人所有	30 馬力未満	9,458 9,681
		30 馬力以上	2,815 2,907
	共同所有	30 馬力未満	1,804 680
		30 馬力以上	7,385 2,198

出典：『第 75 回北海道統計書』より作成。

表 18-(4) 農機具の所有台数 (昭和 45 年・昭和 49 年)

動力耕耘機と農用トラクターの所有台数

			昭和 45(1970)年	昭和 49(1974)年
個人所有	10 馬力未満	農家数 台 数	58,081 61,311	
	20 馬力未満	農家数 台 数		71,651 76,367
	10～30 馬力	農家数 台 数	38,368 38,919	
	20～30 馬力	農家数 台 数		15,966 16,055
	30 馬力以上	農家数 台 数	8,614 8,737	20,407 21,054
共同所有	10 馬力未満	農家数 台 数		
	20 馬力未満	農家数 台 数		1,539 604
	10～30 馬力	農家数 台 数		
	20～30 馬力	農家数 台 数		2,075 771
	30 馬力以上	農家数 台 数		30,869 8,882

出典：『第 78 回、82 回北海道統計書』より作成。

の時代であったと思われるので、大型の機械投資になる農用トラクターの購入が可能な農家は限られた数でしかなかったのではないだろうか。

次に、表 18-(3)を見てみよう。本表は、昭和 42 年時点の統計数値を示したものである。本表のデータと表 18-(2)のデータ中の昭和 38 年度の統計とを比較対照しながら、分析してみたい。

まず、昭和 38 年時点における農用トラクターの所有台数と動力耕耘機所有台数との間には約 10 倍ほどの開きがあったのが、昭和 42 年になると両者の所有台数の開きは 7 倍ほどにまで縮小している。昭和 39 年秋に開催された東京オリンピックを成功裡に終了し、我が国も戦後の経済復興が大きく進み、その頂点に近づきつつあったこの昭和 42 年頃になると、農家各戸の農業所得も上昇し、大型農機具である農用トラクターを購入することが増え始めたことの証左ではないだろうか。

最後に、表 18-(4)を見てみよう。本表は、昭和 45 年と同 49 年時点とにおける農機具の所有台数を示したものである。この時代になると、北海道全域で個人農家が所有する 10 馬力未満から 30 馬力までの農用トラクターは 10 万台前後にまで上昇している。このことは、ほぼ 10 年前の昭和 38 年時点における 30 馬力未満の農用トラクター所有台数が個人、共有所有者を合わせても 2,200 台余りであったことを考えると、それからわずか 10 年で 45 倍ほどにまで所有台数が増加したことは驚異的な数字である。

ただ、昭和 45 年には減反政策が開始され、とりわけ稲作農家にとってこの農業政策は大きなインパクトを与えたと考えられ、小規模面積の稲作農家の中には、大型農機具の購入に二の足を踏み、離農を考え始めるというこ

とにつながった面もあるのではないだろうか。

いずれにせよ、北海道の馬匹飼養頭数がピークに達した昭和30年前後を境に、本道の農村地帯からは次第に馬の姿が消え始め、それに代わって農用トラクターの姿が多く見られるようになったのである。

おわりに

以上、本稿においては明治初期から昭和戦後期の昭和50(1975)年頃までのおよそ百年にわたる北海道馬産史を様々な観点から概観してきた。この作業を通して見えてくることは、ほぼ以下のことに集約されるように思われる。

明治初期から中期の明治30(1897)年頃までの本道の馬産は、農業分野で耕起作業や運搬作業等を行う有用な役畜であるとの認識に基づいた馬産政策が講じられていたと言ってよいだろう。ところが、明治30年代以降明治末期までの時代は、日清・日露戦争への日本の対外侵略戦争に起因する兵器としての軍馬飼養が強く望まれるようになり、農業者や運送業者等が望む産業用馬の生産、育成が軽視されるようになる。

明治期の本道馬産を特色づけるとするなら、ほぼ上記のような状況であったと言うことができるのではないだろうか。

大正期に入ると、今度は第一次世界大戦(1914～1918)の影響が北海道の農業全般にも影響を及ぼすようになり、大戦中は農業分野においても好景気が続くが、終戦後はその反動により不景気となった。こうした状況に左右されて、本道の馬産にも多かれ少なかれその影響が及んだと考えられる。

昭和期の本道馬産史については、戦前期と戦後期とに分けて考察した。

本論での記述からも分かるように、戦前期の本道馬産史も残念ながら戦争の影響を強く受け続けた時代であった。この戦前期に、我が国は満州事変→日中戦争→太平洋戦争と連続して大きな戦争に直面することになり、そのためこの時期の本道馬産もその中心は軍馬の飼養を半ば強制されるような形で進められた。農家の中には、農耕用として飼養していた農耕馬を軍馬として供出することを迫られたことも少なからずあったという。こうして、戦前期の本道馬産史は、軍馬育成政策に大きく左右されたものであったと言ってよいだろう。

戦後期になると、当然ながら軍用馬としての馬匹への需要は消失したから、それに代わって農業分野を含め広く産業用馬が必要されるようになる。例えば、馬車による運送業を営む業者、あるいは林業分野における伐採した原木を山の麓まで運び出す馬搬作業用として馬匹が必要されるようになるのである。

昭和30年代末頃までは、北海道にはまだそれ程農機具が普及していなかったと考えられるから、農業者は馬匹を田畑の耕起や農作物の運搬に使用したり、あるいは農閑期の冬期に農家が所有する農耕馬を使って、山裾に集材された伐木を馬櫓によって最寄りの貨物積荷駅や木工場へ運送したりすることにも利用していたのである。

また現在でも一部地域で行われている馬搬作業用の馬としても、馬匹は使用されていた。なお、この「馬搬」とは、馬で山林から伐採した原木を山の麓まで運び出す作業のことを言う。かつてこの馬搬は、各地の山林地域で見られたという。

馬搬に詳しい早尻正宏氏（北海学園大学経済学部准教授）は、以下のように述べている。

「近年では、馬搬作業は、木材搬出過程の機械化に伴いほとんど見られなくなったが、東北地方や北海道において、その技と知を地域の森林文化・馬事文化として位置付け、技能継承を図る取組が進められつつある。」（早尻正宏・夏目俊二「馬搬作業の今日的意味と森林文化・馬事文化の創造——北海道南西部の展開事例を踏まえて——」北海道大学演習林研究報告、第68巻第1号、2012年、1頁）。

こうして、当時の馬匹利用の実態を考えると、馬匹は農業分野だけでなく、広く他産業分野においても大きな貢献をしていたことが分かるであろう。

その後戦後期北海道の馬産史は、とりわけ「高度経済成長期」辺りを境に益々その生産頭数が減少し始めるようになり、現在に至っている。現在では、ほんの一握りの馬匹愛好家による馬産が営まれているに過ぎない。育成産馬の販売先は、ばんえい競馬用の馬として、あるいは馬肉用としてのそれが主流のようである。

ここで戦後期に焦点を絞って、北海道の馬産史を考えてみたい。前述の通り昭和30年前後を境に本道における馬匹頭数は漸減傾向を示すことになるが、こうした馬匹頭数の漸減傾向とほぼ反比例するように農機具の所有台数(表18(1)～(4)参照)が増加していったことが分かるであろう。

ここで、明治末期から平成10年まで連続した馬匹飼養頭数の統計を得ることが出来る後志管内ニセコ町の馬匹飼養頭数の統計数値を以下に提示したい。ニセコ町のこの統計には、明治以降の長い北海道馬産史の盛衰を反映していると思われるからである。

表19は、北海道内にある一町村のデータであるが、本表からは次のようなことが看取される。

既述のように、またこの後で提示する表20からも明らかなように、北海道全体の馬匹飼養頭数の歴史的推移は昭和30年前後をその頂点としてそれまで徐々に上昇し続け、その後は逆に徐々に減少傾向をたどることになる。こうした馬匹飼養頭数の歴史的過程は、表19から

表19 ニセコ町における馬匹飼養頭数の歴史的推移

年次	飼養戸数	飼養頭数	年次	飼養戸数	飼養頭数
明治42年		342	昭和21年	593	1,009
43		668	22	695	1,063
			23	不詳	1,030
大正2年		662	25	629	1,110
4		856	26	645	1,110
5		831	28	661	1,136
6		822	29	不詳	958
7		806	30	649	1,063
8		538	32	659	971
9		471	33	661	985
10	533	468	34	647	945
11	482	429	35	574	850
12	470	497	42	533	587
13	509	462	45	441	461
14	540	500	47	390	396
15	556	935	48	366	372
			49	304	309
昭和2年	616	1,030	50	271	274
3	604	1,076	51	221	246
4	612	1,003	52	178	194
5	604	1,058	53	141	149
6	623	1,049	54	103	117
7	643	1,034	55	77	98
8	640	962	56	82	92
9	625	940	57	67	86
10	598	927	58	56	67
11	599	957	59	48	61
12	597	891	60	45	53
13	605	660	63	24	31
14	609	1,067	平成元年	19	27
15	601	1,050	2	19	19
17	588	1,077	3	10	17
			4	10	10
			5	22	22
			6	15	15
			7	10	21
			8	4	17
			9	4	20
			10	3	17

出典：『ニセコ町史』356頁、『ニセコ町百年史 上巻』416頁より作成。

分かるようにニセコ町の場合にも当てはまる。くしくも北海道、ニセコ町両自治体の昭和戦後期における馬匹飼養頭数のピークは、どちらも昭和28年となっている。但し、北海道全体の統計によれば、昭和戦前期においても戦後期のそれを超えるピーク年があり、昭和7年に303,196頭を記録している。

表19全体を見渡して言えることは、次のことである。

明治末期から大正期に入ると馬匹飼養頭数が増え始め、大正初期から同15年まではほぼ横ばい状態が続いていることが分かる。しかし昭和期に入った辺りから馬匹飼養頭数は千頭台に上り、昭和8年からまた減り始め同13年までの期間は700頭弱から900頭台半ばの数値が停滞的に続いていることが見て取れる。

この昭和8年から同13年までの期間、ニセコ町の馬匹飼養頭数が千頭台を割り込み停滞状況を呈した歴史的背景としては、満州事変(1931.9.18～1933.5)や日中戦

表20 北海道における馬匹飼養頭数の歴史的推移

年次	飼養戸数	飼養頭数	年次	飼養戸数	飼養頭数
明治41年		118,695	昭和21年	138,047	253,984
42		152,558	22	141,152	252,197
43		165,792	23		
44		173,843	24	150,700	257,720
			25	156,343	281,916
大正元年		181,920	26	157,574	279,512
2		183,298	27	158,572	285,147
3		196,882	28	158,160	298,350
4		198,556	29		272,202
5		196,607	30	159,681	293,588
6		194,566	31	159,433	280,944
7		190,543	32	158,091	264,114
8		181,261	33	156,767	268,505
9		176,721	34	155,384	263,094
10		179,824	35	154,345	238,754
11	109,878	194,855	36	146,545	247,537
12	111,927	210,089	37	139,136	238,606
13	110,737	207,386	38	128,784	208,858
14	114,077	223,905	40	118,373	158,089
15	117,594	225,966	41	109,255	145,434
			42	102,653	138,664
昭和2年	121,064	241,375	43	95,106	127,864
3	124,876	256,859	44	85,633	100,816
4	128,431	270,111	45	75,024	98,805
5	132,728	287,188	46	59,974	81,521
6	134,663	289,498	47	45,088	65,815
7	141,567	303,196	48	35,199	54,165
8	142,976	296,239	49	28,206	48,191
9	143,816	291,019			
10	143,470	295,396			
11	144,263	297,832			
12					
13					
14					
15	140,572	288,877			
16					
17	126,998	254,867			
18	137,087	289,837			
19	137,699	301,248			
20	137,114	290,472			

備考：大正10年以前には、馬匹飼養戸数の調査を実施せず。

出典：『第20回～23回北海道廳統計書』、『第25回～49回北海道廳統計書』、『第51回北海道廳統計書』、『第57回～80回北海道統計書』、『第82回北海道統計書』より作成。

争(1937.7.7～)の影響が考えられる。すなわち、これらの戦争による軍馬徴発や馬産を行っていた農家の出征による馬産の不振が、上記のような停滞状況を生起せしめたのではないか。

ニセコ町の馬匹飼養頭数は、昭和14年からまた千頭台を回復しその状態が昭和30年まで続く。しかしその後は同32年に千頭台を割り込み、300頭ほどまでに落ち込む昭和49年へ向けてかなりのスピードで減少していくのである。そして同50年以降平成10(1998)年に至る同町の馬匹飼養頭数の減少は、目を覆うばかりの減少過程を示すのである。

それでは、こうしたニセコ町の馬匹飼養頭数の歴史的推移と北海道全体のそれとを比較対照してみよう。以下に提示する表20は、北海道における馬匹飼養頭数の歴史的推移を示したものである。

表19と表20とを比較対照した場合、ニセコ町におい

て見られた昭和8年から同13年までの期間のやや減少した数値での停滞状況が、表20からも看取される。すなわち表20から分かるように、ニセコ町とは若干時期がずれているが、満州事変勃発前年の昭和5年から同10年頃にかけて同様の動向を示している。こうした停滞状況を生起せしめた原因として、道段階においても上記の戦争の影響があったのではないかな。

北海道全体の馬匹飼養頭数の推移を見渡してみると、大正12(1923)年に初めて20万頭台に達し、その後徐々に上昇し続け、ピーク年の昭和28年まではほぼ20万頭台後半の飼養頭数を維持するという推移を示していることが分かる。

こうして表19と同20とを比較対照してみると、北海道は昭和28年に馬匹飼養頭数の最高値を記録し、その後は著しい減少傾向をたどるというニセコ町の大勢とほぼ軌を一にしていることが見て取れる。

表20の昭和12年～14年、同16年の統計数値が入っていないのは、戦時体制下にあった当時であって、調査実施によるデータ取得ができなかったことに起因しているのではないかな。

以上まとめの章としてはやや長くなってしまったが、表19と20の統計に眼を向けながら北海道馬産史の推移に思いをはせると共に、北海道農業史における馬産と馬匹飼養の意義とについて再確認したいと思う。

今我々が考えなければいけないことは、北海道農業の発達史上に果たした馬匹の得失を再確認すると共に、それが果たした労働生産性の向上と生産力向上（特に堆厩肥による肥効性の向上）というプラス面を、今後の農業にどう生かしていくべきか、ということが問われているのではないだろうか。なお、堆厩肥の存在は、稲作農家だけでなく畑作農家にとっても重要であったことは言うまでもない。とりわけこの視点は、環境に負荷をかけない役畜として貢献した馬匹使用のエコロジカルな側面を、農業機械製造メーカーや化学肥料メーカーがどう採り入れていくかという議論にもリンクさせていくべきではないだろうか。

北海道における馬産史の概要把握を土台とした、馬喰の活動実態についての積極的な展開は、他日稿を改めての課題としたい。

謝 辞

最後に、本稿の作成に当たりお力添えをいただいた、以下の方々に感謝申し上げたい。貴重な史料の閲覧及び複写に関して便宜を図っていただいた北海道立図書館北方資料室、並びに北海学園大学開発研究所の関係スタッフの方々に感謝申し上げます。

草稿に目を通していただき貴重かつ有益なアドバイスをしてくださった北海学園大学経済学部の諸先生方に感

謝申し上げます。以下の諸先生方は、いずれも馬匹と直接的・間接的に関わりのある専門研究をされている方々であり、そのような諸先生方からご教示いただくことができたことは筆者にとって大変幸運なことであり、感謝に堪えない。よってここに記して、以下の諸先生方に感謝の意を表したいと思います。筆者の指導教授であり明治期日本における化学肥料の普及過程並びに肥料商についての研究者である市川大祐氏、佐藤信氏（農業協同組合学）、古林英一氏（環境経済学）、宮入隆氏（農産物流通経済学）、早尻正宏氏（林業経済学）に心より感謝申し上げます。

参考文献

- ・北海道廳『北海道史 附録 管轄略譜・年表・統計表』1918年
- ・北海道廳『新撰北海道史第二卷通説一』1937年
- ・北海道廳『新撰北海道史第三卷通説二』1937年
- ・北海道廳『新撰北海道史第四卷通説三』1937年
- ・北海道『新北海道史第三卷通説二』1971年
- ・北海道『新北海道史第四卷通説三』1973年
- ・北海道『新北海道史第五卷通説四』1975年
- ・北海道『新北海道史第六卷通説五』1977年
- ・北海道『新北海道史第八卷史料二』1972年
- ・北海道『新北海道史第九卷史料三』1980年
- ・北海道新聞社編『北海道百年《中》道庁時代編』北海道新聞社、1972年
- ・北海道立総合経済研究所編『北海道農業発達史上巻』北海道立総合経済研究所、1963年
- ・北海道立総合経済研究所編『北海道農業発達史下巻』北海道立総合経済研究所、1963年
- ・北海道農業バクトル研究会編『新北海道農業発達史』北海道地域農業研究所、2013年
- ・北海道廳『第1回北海道廳統計書』1888年
- ・北海道廳『第2回北海道廳統計書』1889年
- ・北海道廳『第5回北海道廳統計書』1892年
- ・北海道廳『第10回北海道廳統計書』1899年
- ・北海道廳『第11回北海道廳統計書』1900年
- ・北海道廳『第14回北海道廳統計書』1904年
- ・北海道廳『第18回北海道廳統計書』1908年
- ・北海道廳『第20回北海道廳統計書』1910年
- ・北海道廳『第21回北海道廳統計書』1911年
- ・北海道廳『第22回北海道廳統計書』1912年
- ・北海道廳『第23回北海道廳統計書』1913年
- ・北海道廳『第24回北海道廳統計書』1914年
- ・北海道廳『第25回北海道廳統計書』1915年
- ・北海道廳『第26回北海道廳統計書』1916年
- ・北海道廳『第27回北海道廳統計書』1917年
- ・北海道廳『第28回北海道廳統計書』1918年
- ・北海道廳『第29回北海道廳統計書』1919年
- ・北海道廳『第30回北海道廳統計書』1920年
- ・北海道廳『第31回北海道廳統計書』1921年
- ・北海道廳『第32回北海道廳統計書』1922年
- ・北海道廳『第33回北海道廳統計書』1923年
- ・北海道廳『第34回北海道廳統計書』1924年
- ・北海道廳『第35回北海道廳統計書』1925年
- ・北海道廳『第36回北海道廳統計書』1926年

- ・北海道廳『第37回北海道廳統計書』1927年
- ・北海道廳『第38回北海道廳統計書』1928年
- ・北海道廳『第39回北海道廳統計書』1929年
- ・北海道廳『第40回北海道廳統計書』1930年
- ・北海道廳『第41回北海道廳統計書』1931年
- ・北海道廳『第42回北海道廳統計書』1932年
- ・北海道廳『第43回北海道廳統計書』1933年
- ・北海道廳『第44回北海道廳統計書』1934年
- ・北海道廳『第45回北海道廳統計書』1935年
- ・北海道廳『第46回北海道廳統計書』1937年
- ・北海道廳『第47回北海道廳統計書』1938年
- ・北海道廳『第48回北海道廳統計書』1939年
- ・北海道廳『第49回北海道廳統計書』1942年
- ・北海道廳『第51回北海道廳統計書』1943年
- ・北海道『第57回北海道統計書』1951年
- ・北海道『第58回北海道統計書』1952年
- ・北海道『第59回北海道統計書』1953年
- ・北海道『第60回北海道統計書』1955年
- ・北海道『第61回北海道統計書』1955年
- ・北海道『第62回北海道統計書』1956年
- ・北海道『第63回北海道統計書』1957年
- ・北海道『第64・65回北海道統計書』1958年
- ・北海道『第66回北海道統計書』1959年
- ・北海道『第67回北海道統計書』1960年
- ・北海道『第68回北海道統計書』1961年
- ・北海道『第69回北海道統計書』1962年
- ・北海道『第70回北海道統計書』1963年
- ・北海道『第71回北海道統計書』1964年
- ・北海道『第72回北海道統計書』1965年
- ・北海道『第73回北海道統計書』1966年
- ・北海道『第74回北海道統計書』1967年
- ・北海道『第75回北海道統計書』1968年
- ・北海道『第76回北海道統計書』1969年
- ・北海道『第77回北海道統計書』1970年
- ・北海道『第78回北海道統計書』1971年
- ・北海道『第79回北海道統計書』1972年
- ・北海道『第80回北海道統計書』1973年
- ・北海道『第82回北海道統計書』1975年
- ・上磯町『上磯町史上巻』1997年
- ・七飯町『七飯町史』1976年
- ・ニセコ町史編纂委員会編『ニセコ町史』1982年
- ・ニセコ町百年史編纂委員会編『ニセコ町百年史上巻』2002年
- ・蘭越町『新蘭越町史』1999年
- ・安宅一夫『日本酪農の父・宇都宮仙太郎のまぼろし——宇都宮精神とデンマークモデル』公益財団法人酪農学園後援会、2017年
- ・石岡良司編『北海道農業関係文献・資料目録』農林省農業総合研究所、1955年
- ・岩崎徹・牛山啓二編著『北海道農業の地帯構成と構造変動』北海道大学出版会、2006年
- ・岩波書店辞典編集部編『岩波世界人名大辞典第1分冊(ア～テ)』岩波書店、2013年
- ・老川慶喜『日本鉄道史 幕末・明治篇』中公新書、2014年
- ・老川慶喜『日本鉄道史 大正・昭和戦前篇』中公新書、2016年
- ・大瀧真俊「日満間における馬資源移動——満洲移植馬事業1939～44年」野田公夫編著『日本帝国圏の農林資源開発——「資源化」と総力戦体制の東アジア——』京都大学学術出版界、2013年
- ・岡山県畜産史編纂委員会編『岡山県畜産史』岡山県畜産史編纂委員会、1980年
- ・河崎秋子『土に贖う』集英社、2019年
- ・児玉幸多編『日本史年表・地図』吉川弘文館、2019年
- ・坂本工「北の事始め 発祥の地あれこれ 76 駅通所 宿泊、物資輸送 入植者の拠点」北海道新聞、2021年12月23日付朝刊、第20面
- ・神八三郎顕彰会編『神八三郎伝』釧路主畜農業協同組合連合会、1967年
- ・武市銀治郎『富国強馬 ウマからみた近代日本』講談社、1999年
- ・田中健夫・石井正敏編『対外関係史辞典』吉川弘文館、2009年
- ・「東北 古く新しい文化 馬と働き 共に生きる」毎日新聞、2017年12月18日
- ・日本史広辞典編集委員会編『日本史広辞典』山川出版社、1997年
- ・早尻正宏・夏目俊二「馬搬作業の今日的意味と森林文化・馬事文化の創造——北海道西部の展開事例を踏まえて——」北海道大学演習林研究報告、第68巻第1号、2012年
- ・早尻正宏「地域資源管理からみた馬搬振興の展開過程と技術継承の条件——岩手県遠野 地方を事例として——」東北森林科学会誌、第18巻第1号、2013年
- ・早尻正宏「馬で木を出す」北海学園大学 学報、第126号、2021年
- ・北海道新聞社編『北海道大百科事典上・下巻』北海道新聞社、1981年
- ・松浦努「明治後期以降における馬耕技術発達史に関する一試論」『研究年報』(北海学園大学大学院経済学研究科)第20号、2020年
- ・松野弘「牧畜・乳業の展開」地方史研究協議会編『日本産業大系2北海道地方篇』東京大学出版会、1960年
- ・宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典第1、2巻』吉川弘文館、2011年～2012年
- ・「名作「赤とんぼ」100年 トラビスト 露風が得た安寧」北海道新聞、2021年12月4日付朝刊別紙、第1～2面